

(別添)

研究開発の事業評価書 (期中評価)

令和 7 年 3 月

農林水産省

研究開発の事業評価書（期中評価）

1. 政策評価の対象とした政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、評価を義務付けられた研究開発事業について、次の研究制度の2件を対象として、期中評価を実施した。

【研究制度】

- ・国益に直結した国際連携の推進に要する経費
- ・「知」の集積と活用場によるイノベーション創出のうち「知」の集積による産学連携推進事業

2. 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

農林水産技術会議において、令和7年2月に実施した。

3. 政策評価の観点

行政機関が行う政策の評価に関する法律、農林水産省政策評価基本計画（参考資料1）、農林水産省における研究開発評価に関する指針（参考資料2）及び研究開発評価実施要領（参考資料3）に基づき、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行った。

4. 政策効果の把握の手法及びその結果

研究制度を担当する農林水産技術会議事務局の研究開発官等が、①社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性、②研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性、③研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性、④研究推進方法の妥当性を把握し、評価個票（別添）に取りまとめた

5. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

評価に当たっては、農林水産技術会議の専門委員（参考資料4）によって構成される評価専門委員会を開催し、十分に審議を行った。

なお、専門委員は外部の学識経験者に加え、農林漁業者及び産業界等の民間の有識者を選任している。

6. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価には、研究制度ごとの評価個票等（別添）を資料として使用した。

なお、資料については、農林水産技術会議ホームページ（<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/hyouka/menu.htm>）や本評価担当窓口である農林水産技術会議事務局研究企画課において閲覧可能となっている。

7. 政策評価の結果

期中評価を行った全2件の研究制度において、「計画通りに進捗していることから、研究目標の達成可能性は高く、継続は妥当」とされた。

(別添)

等 票 個 価 評

目次

研究制度

- | | | |
|---|---|--------------|
| 1 | 国益に直結した国際連携の推進に要する経費 | ・ ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2 | 「知」の集積と活用の中によるイノベーション創出のうち「知」の集積による産学連携推進事業 | ・ ・ ・ ・ ・ 22 |

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名	国益に直結した国際連携の推進に要する経費	担当開発官等名	農林水産技術会議事務局 国際研究官室
		連携する行政部局	—
研究期間	H26年～R10年（15年間）		
総事業費	16.6億円（見込）		

研究課題の概要

近年の食料安全保障や気候変動問題、国境を越えた家畜疾病や植物病虫害など、地球規模の様々な課題が深刻化する中で、「みどりの食料システム（※1）戦略」を実現するためには、国際会議等での議論や国家間での合意を踏まえ、海外の農業研究機関が有する優れた知見や研究材料等を活用するなどの国際共同研究を実施することにより、世界の先端技術や日本だけでは入手困難な知見を積極的に導入することにより、研究を進めることが有効である。

（1）国際会議等フォローアップのための国際共同研究事業（令和6年度～令和10年度）

G7（※2）、G20（※3）、ASEAN+3（※4）、COP（※5）会合等の国際会議等の議論を踏まえ、当該会議での議論をフォローアップするための二国間国際共同研究を実施する（実施中の国：インド、フィリピン、フランス）。

（実施例）

- 令和5年、G20首席農業研究者会議（G20 MACS）、G7広島サミット、G20ニューデリー・サミットにおいて雑穀に関する研究協力強化が奨励されたことにより、インドと雑穀の共同研究を実施（令和6年度～令和10年度）
- 令和5年、日比首脳会談及びワーキングディナーにおいて、比大統領から日本の協力のもと植物病虫害防除に取り組んでいきたいとのことにより、フィリピンと植物病虫害対策の共同研究を実施（令和6年度～令和10年度）

（2）二国間国際共同研究事業（平成29年度～令和9年度）

国家間による協力覚書（MOC（※6））などの合意や行政ニーズを踏まえ、国家間での協力を促進するための国際共同研究を実施する（実施中の国：ドイツ、中国、米国、ベトナム、タイ、スロベニア）。

（実施例）

- 平成28年、ロシアと農業科学分野の国際共同研究を実施する旨の覚書が合意されたことにより、平成29年度からロシアと共同研究を実施
 ※ 国際共同研究パイロット事業（平成29年度～令和4年度）を令和3年度から組替。令和4年度以降、ウクライナ情勢を踏まえロシアとの研究事業は執行中止。
- 平成28年、G7農業大臣会合において、ドイツと我が国の農相間で農業分野での研究開発に関して協力していく旨の覚書が合意されたことにより、平成30年度からドイツと共同研究を実施
 ※ 日独農業大臣会談での合意実施・フォローアップ事業（平成30年度～令和2年度）を令和3年度から組替。第2期（令和3年度～令和5年度）、第3期（令和5年度～令和7年度）
- 令和2年、「日越農業協力中長期ビジョン」（※7）（農業担当大臣間署名）で豚のウイルス感染症防除法の開発等に関する共同研究の実施する旨が合意されたことにより、ベトナムとアフリカ豚熱に関する共同研究を実施（令和4年度～令和8年度）
- 令和4年、日米首脳会談における共同声明の別添文書（「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」（※8）ファクトシート）において、「水田及び家畜から発生するメタンの排出を緩和するための共同研究を実施する」ことが合意されたことにより、米国と水田及び畜産におけるメタン削減のための共同研究を実施（令和4年度～令和8年度）
- 令和4年、「日本国農林水産省とタイ王国農業協同組合省との間のスマート農業推進のための協力覚書」（農業担当次官級間署名）が合意されたことにより、タイと共同研究を実施（令和5年度～

令和9年度)

(3) 地球規模の課題解決に向けた国際共同研究推進事業 (令和元年度～令和5年度)

平成31年4月、日本で開催されたG20 首席農業研究者会議 (G20 MACS) で、我が国が主要議題として取り上げた「越境性植物病害虫」(※9) 及び「気候変動」の地球規模の課題を解決するため、「越境性病害虫の我が国への侵入防止」や「気候変動緩和」に資する国際共同研究を令和元年度から国際研究機関等とともに実施。

1. 研究制度の主な目標 (アウトプット目標)

中間時 (5年度目末) の目標	最終の到達目標
①海外の農業研究機関の優れた知見を活用し、我が国だけでは解決できない地球規模課題に対応するため、海外の農業研究機関と協力し、我が国の国益に資する地球規模課題解決に向けた取組を推進し、社会実装につながる研究成果を2件以上創出する (令和元～令和5年度)。 【実施終了】 地球規模の課題解決に向けた国際共同研究推進事業 (令和元年度～令和5年度) ・コムギいもち病 (※10) のパンデミック化阻止技術の開発 ・農耕地土壌における有機物安定化の解明と炭素貯留 (※11) ポテンシャル評価 (研究の概要は参考資料参照)	
②ドイツの先進的な無農薬栽培技術、豊富な遺伝資源と日本の精度の高い遺伝子解析技術等の強みを活かした社会実装につながる研究成果を各課題1件以上創出する。 【実施終了】 二国間国際共同研究事業 (ドイツ) ・オオムギ縮萎縮ウイルス (※12) 型の多様性解明と効率的ウイルス人工接種法の開発 (平成30年度～令和2年度) ・オオムギ縮萎縮ウイルス型に対する植物抵抗性遺伝子反応の全容解明 (平成30年度～令和2年度) ・天敵温存植物・間作を利用した土着天敵保護強化による露地野菜害虫防除技術の開発 (平成30年度～令和2年度) ・天敵温存植物・間作を核とした露地野菜での総合的害虫管理技術の構築と実証 (令和3年度～5年度) ・未利用リンの活用による環境保全型農業に向けた植物の新規根圏機能の開拓 (令和3年度～5年度) (研究の概要は参考資料参照 (上3課題は未作成))	
	【実施中】

社会実装につながる研究成果を各課題1件以上創出する。

③ 二国間国際共同研究事業

(中国：令和2年度～令和6年度)

- ・次世代型耐病性イネの開発
- ・マダニ媒介原虫病制圧に向けた日中共同アプローチ
- ・越境性害虫の発生実態・移動経路の解明による高精度な飛来予測・発生予察手法の開発

(米国：令和4年度～令和8年度)

- ・水田メタン・玄米ヒ素等の同時低減技術の開発と関与微生物群集構造・機能遺伝子の解明
- ・第一胃内微生物相とメタン産生の包括的解析によるメタン低減型肉用牛飼養システム開発
- ・畜産業由来メタン排出削減技術の開発

(ベトナム：令和4年度～令和8年度)

- ・アフリカ豚熱(※13)の診断技術の検証と最適化ならびにベトナム国における浸潤状況の調査

(ドイツ：令和5年度～令和7年度)

- ・減農薬害虫管理技術に資するバキュロウイルス抵抗性メカニズムの解明
- ・持続可能な農業に向けた信頼できるAIの開発

(スロベニア：令和5年度～令和7年度)

- ・生産力とレジリエンスを両立する森林構造の複雑性
- ・デジタル技術と三次元空間情報を活用した近自然型林業の計画・管理システム構築と実証

(タイ：令和5年度～令和9年度)

- ・タイ国における牛の口蹄疫ウイルス持続感染状況に関する調査・研究
- ・越境性害虫ツマジロクサヨトウ(※14)のスマートで持続的な防除体系の構築
- ・「ETHANOL+」を用いたポスト薬剤耐性菌時代の植物病害防除研究

(フランス：令和6年度～令和8年度)

- ・生安定多収・高品質コムギ育種のための遺伝資源データ活用技術の開発
- ・地球環境の保全に資する持続可能な農業生産のための低温プラズマ活用技術の開発

(フィリピン：令和6年度～令和10年度)

- ・イネの越境性病害虫に対するゲノム育種的防除技術の開発

(インド：令和6年度～令和10年度)

- ・低投入農業における生産性向上と環境負荷軽減に向けた雑穀のBNI(※15)物質の探索と応用
- ・雑穀ゲノム育種技術と安定生産技術の確立

(研究の概要は参考資料参照。フランス、フィリピン及びインドの研究課題は未作成)

2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標(令和11年)

本研究制度は、「みどりの食料システム戦略」に資する研究課題を実施しており、研究成果は、食料安全保障（生産性向上）、気候変動対策（適応・緩和）、越境性の家畜疾病・植物病害虫対策、化学農薬及び化学肥料の使用量削減による環境負荷低減などが期待される。

期待されるアウトカムの例としては以下のとおり。

- ・ アジア地域で甚大な被害をもたらし、中国では豚の飼育頭数が約半減し推定1,000億ドル（約15兆円）の経済損失をだしたとされるアフリカ豚熱について、ベトナムとの研究課題ではアフリカ豚熱の迅速な診断キットの検証を行っている。もし、日本での発生により九州地域での養豚生産が10%減少した場合の生産減少額は887億円と推計される。本課題による早期診断により生産が1%減少にとどまった場合、800億円の生産減少額防止が期待できる。
- ・ タイとのツマジロクサヨトウの研究課題では、化学農薬の使用量低減に資する防除体系の構築により、化学農薬の施用量の削減（日本で20%、タイで10%）が期待される。

【項目別評価】

1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性

ランク：A

① 事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性

食料安全保障、気候変動対策（適応・緩和）、越境性の家畜疾病・植物病害虫対策、環境負荷低減など、日本だけでは解決できない課題が年々増加している。本研究制度は、海外の研究機関と共同で研究を実施することにより、これらの課題を解決するためのものであり、今後も更に重要となっていくことが見込まれる。

国際的には、EUでは「Farm to Fork戦略」（※16）、米国では「農業イノベーションアジェンダ」（※17）、日本では「みどりの食料システム戦略」など、持続可能な食料システムの構築に向けて食料安全保障、気候変動対策、環境負荷低減など農業分野において共通な課題に取り組んでおり、これらの国々と共同研究などで協力・連携していく方が、より効率的・効果的にこれらの課題解決が進んでいく。

また、越境性の家畜疾病・植物病害虫については、気候変動やグローバル化により、日本への侵入リスクがなおも高い状況であることから、これらの発生地域の研究者と共同で研究することにより、相手国の研究・診断の能力などが向上するとともに、日本の研究の進展や防疫対策などの体制も向上する。

② 引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性

本研究制度は、国家間による協力覚書（MOC）などの合意、国際会議での議論や行政ニーズなどを踏まえ、食料安全保障、気候変動対策（適応・緩和）、越境性の家畜疾病・植物病害虫対策、環境負荷低減など「みどりの食料システム戦略」に資する研究課題を実施している。

このため、研究課題の選定、進捗管理や年度末の評価をする際は、外部有識者、省内の担当部局を含む者で構成する委員会により研究課題を進めてきており、今後もこれらの研究課題を進めていくためにも、国が主導して、国立研究開発法人、大学、公設試験場及び民間企業の研究機関とともに研究勢力を結集して取り組む必要があり、引き続き、国が関与して研究制度を推進していく必要がある。

2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性

ランク：A

① 中間時の目標に対する達成度

地球規模の課題解決に向けた国際共同研究推進事業において、コムギいもち病の課題については、複数の抵抗性遺伝子を集積・保有した新たな抵抗性品種を作出するとともに、効果的な種子消毒方法を開発した。また、知的財産の保護を図るため、特許を出願した。さらに、土壌炭素貯留の課題については、熱帯から亜熱帯農地における土壌中の活性アルミニウム・鉄の濃度が炭素残存率を規定することを明らかにするとともに、全国の農耕地における土壌炭素貯留ポテンシャルを推定するなど特出すべき研究成果を創出している。

また、二国間国際共同研究事業について、終了したドイツとの研究課題であるオオムギ縮萎縮ウイルス

スの課題については、ウイルスの多様性を明らかにするとともに、ウイルス型による抵抗性品種を明らかにした。また、天敵による害虫防除の課題については、「オオムギ間作・開花植物による露地野菜の害虫抑制技術マニュアル」や技術紹介動画が作成され県等で活用されているなど、社会実装につながる研究成果を創出している。

② 最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠

本年度（令和6年度）に終了する予定の中国との共同研究の課題については、越境性病害虫の課題について、開発したイネウンカ（※18）、アワヨトウ（※19）の飛来予測システムを過去データで評価中であり、今後、開発した飛来予測システムを関係者が利用できる予定。また、次世代型耐病性イネの開発の課題について、令和6年度中に特許申請を提出する予定になっているなど研究成果が創出される目途がついている。

また、その他の課題についても、外部有識者、省内の担当部局を含む者で構成する委員会により進捗状況の管理、年度末の評価を実施して研究課題を進めてきており、最終の到達目標への達成の可能性は高い。

令和5年度末の委員会の評価結果（令和6年2月実施）

評価	評価された課題数
A（目標を上回った）	1 1
B（目標どおり）	5
C（目標の一部は達成）	0
D（目標の達成は不十分）	0

※ C又はDとなった場合には、評価委員のコメントを踏まえ、当該研究課題の実施を継続することが適当か、その必要性を検討しなければならないと規定

3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性

ランク：A

① アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 及び

② アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性

実施が終了したドイツとの天敵による害虫防除の課題については、「オオムギ間作・開花植物による露地野菜の害虫抑制技術マニュアル」や技術紹介動画が作成され県等で活用されており、令和6年に総合防除の普及推進を図るための全国キャラバン（6ブロック）の中で、本課題の技術紹介がされるなど技術普及への取組がされている。

地球規模の課題解決に向けた国際共同研究推進事業のうち、コムギいもち病のパンデミック化阻止技術の開発については、当該疾病の発生国であるブラジル、インドが出席しているG20首席農業研究者会議（G20 MACS、2024年5月開催）において、研究成果を発表し、これらの国からの質問を受けるなど関心を得た。

また、実施中の中国との越境性病害虫の課題については、イネウンカ、アワヨトウの飛来予測システムを開発（過去データで評価中）されており、他の飛来予測システムを運営している事業者と運営を交渉しているところ。

その他の課題についても、省内の担当部局が進捗管理・評価等に参画しており、社会実装可能な技術が創出されれば、担当部局等を通じて技術の普及等がされる見込み。

4. 研究制度運営方法の妥当性

ランク：A

① 制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性

本研究制度の進行管理に当たっては、外部有識者、省内の担当部局を含む者で構成する委員会を設置して、年度の間中期に研究の進捗状況管理のための委員会、年度末には年度ごとの研究の進捗や成果に対する評価を実施し、次年度以降の実施の可否も含め、審査しながら研究課題を進めている。また、年度末には研究実施者から研究成果報告書の提出を求め、年度ごとの成果の把握を行っている。

- ② 制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性

本研究制度の予算の執行に当たっては、外部有識者、省内の担当部局を含む者で構成する委員会を設置して、目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用を図るため当該委員会で研究計画や研究成果の進捗状況や予算執行状況等を検証し、その結果を踏まえ、より最適かつ効果的な予算配分を決定している。また、研究機関からの予算執行の問い合わせに逐次対応しており、全研究課題で研究計画の進捗状況を把握し精査するために年2回の委員会を開催し、予算執行の進行管理を徹底している。

【総括評価】※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）		ランク：A
1. 研究制度の継続の適否に関する所見		
・気候変動や食料安全保障、疾病・病虫害の越境移動等国际情勢の変化に対応した国際共同研究制度であり、国が推進すべき重要課題である。 ・各種地球規模課題の解決に貢献することが期待でき、計画通りに進捗していることから、研究目標の達成可能性は高く、継続は妥当である。		
2. 今後検討を要する事項に関する所見		
・地球規模課題として、越境性の病虫害対策等に加え、気候変動対策や生物多様性条約（CBD）への対応等様々な課題への取組と貢献を期待する。課題によっては、今後他省庁との連携も検討する必要がある。 ・国際的な取組であり、特許や知財の扱いには十分留意して進めていただきたい。		

〔研究課題名〕 国益に直結した国際連携の推進に要する経費

用 語	用 語 の 意 味	番号
食料システム	食料・農林水産業に由来する食品の生産、集約、加工、流通、消費、廃棄に関する全ての範囲の関係者及びそれらに関連する付加価値の活動並びにそれらが埋め込まれているより広い経済、社会及び自然環境を含むもの。	1
G7	Group of Sevenの略で、フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7か国及び欧州連合（EU）が参加する枠組。	2
G20	G7に加え、アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコが参加する枠組。	3
ASEAN+3	ASEAN10か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）に、日本、中国、韓国が参加する枠組。	4
COP	「Conference of the Parties」（締約国会議）の略で、条約を結んだ国々による会議という意味。1993年に発効した「生物の多様性に関する条約」、1994年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約」締結国による会議などがあり、例えば、COP27とは、第27回目の会議のことを指す。	5
MOC	政府間や共通の任務を持つ機関同士が、共同研究、人事交流、情報交換等を通じて、特定分野の協力関係を促進するための枠組みで、双方が合意して締結されるもの。「Memorandum of Cooperation」の略。	6
日越農業協力中長期ビジョン	2014(平成26)年3月、日本とベトナムの農林水産分野での連携・協力の推進を目的とし、日越首脳会談において農業協力対話の開催に合意。 2015(平成27)年8月、日越農業協力対話ハイレベル会合において、フードバリューチェーン段階等ごとに選定されたモデル地域の実態に即した今後5年間の具体的な行動計画等について策定したもの（フェーズⅠ：2015-2019、フェーズⅡ：2020-2024）。	7
日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ	2021(令和3)年4月、菅総理（当時）とバイデン大統領が、日米両国が共有する安全及び繁栄のためには21世紀に相応しい新たな形の協力が必要であることを認識し、サプライチェーン、宇宙、エネルギーをはじめとする広範な分野で日米両国の競争力・強靱性を高めることを目的として立上げ。 2022(令和4)年5月、岸田総理とバイデン大統領と日米首脳会談を行い、その成果として、共同声明（「自由で開かれた国際秩序の強化」）を発出。その共同声明の別添文書として、気候危機に対して協力を強化する意思の確認などをしたファクトシート（米競争力・強靱性（コア）パートナーシップファクトシート）を発出。	8
越境性植物病害虫	国境を越えて侵入する植物病害虫。	9
コムギいもち病	コムギいもち病菌により感染するコムギの植物病原体。人類の食料生産の脅威となりつつある。1985年ブラジルで出現。南米の病害と思われていたが、2016年にバングラデシュ、2017年には世界第2位のコムギ生産国であるインドに伝播し、大被害を与えている。	10
炭素貯留	土壌に炭素が貯留されること。植物体残渣、堆肥などに起因する土壌有機炭素の蓄積量が、土壌有機炭素の分解量を上回る場合に、土壌炭素貯留量が増え、大気中の温暖化ガスが吸収されたと考えることができる。	11
オオムギ縞萎縮ウイルス	オオムギの縞萎縮病の病原体。土壌により伝染し、春先から葉にかすり状のモザイク、壊死斑が現れ、株全体が黄化、萎縮する。症状が激しいときは、株が枯死し、収穫皆無に至る場合もある。	12

アフリカ豚熱	アフリカ豚熱ウイルスにより、豚やいのししに感染する伝染病で、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病です。日本での発生はないが、アジア地域の各国で発生しており、発生した場合には畜産業に甚大な被害を及ぼす。	13
ツマジロクサヨトウ	南北アメリカ原産の農業害虫で、とうもろこし、ソルガム、さとうきび、野菜類等、80種類以上の作物に被害を与えること、1世代で500 km、1晩で最大100 km 移動するなど、長距離飛翔することが知られている。	14
BNI	作物の根から硝化を抑制する物質が分泌されることにより、土壌中のアンモニア態窒素の硝化が抑制される機能を、生物的硝化抑制（BNI：Biological Nitrification Inhibition）能と呼ぶ。このBNI能を活用することで、温室効果ガスの削減による気候変動緩和への貢献や、水質汚染の低減が期待できる。	15
Farm to Fork戦略	欧州委員会（EU）が2020年に発表した食に関する戦略で、食料の生産から消費までの全行程について、公平で健康的、持続可能な食料システムにすることを目的としている。	16
農業イノベーションアジェンダ	米国農務省が2020年に掲げた、2050年までに農業生産量の40%増加と環境フットプリント（製品や企業活動が環境に与える負荷を評価するための指標）の50%削減を同時に達成するなどの目標。	17
イネウンカ	イネウンカ類（トビイロウンカ、セジロウンカ、ヒメトビウンカ）は、体長3.5～5 mm の小型の吸汁性イネ害虫で、ウイルス病の媒介や大発生による大量枯死など、収量に悪影響を及ぼす。	18
アワヨトウ	突発的に幼虫が大発生し、とうもろこし、ソルガム、イネ、牧草等のイネ科植物を食い尽くして地域一帯に大きな被害を出す蛾の一種です。	19

国益に直結した国際連携の推進に要する経費 (戦略的国際共同研究推進事業)

【令和7年度予算概算決定額 164 (174) 百万円】

<対策のポイント>

「みどりの食料システム戦略」実現のため、**海外の農業研究機関が有する優れた知見や研究材料等を活用し、世界の先端技術や情報を積極的に導入することで、我が国の農林水産業の発展につながる国際共同研究を実施**します。

<事業目標>

社会実装につながる研究成果を創出（フランス等のEU加盟国と6件以上〔令和8年度まで〕、フィリピン等のASEAN諸国等と5件以上〔令和10年度まで〕、インドと1件以上〔令和10年度まで〕、米国と3件以上〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国際会議等フォローアップのための国際共同研究事業

- G7、G20、ASEAN+3、COP会合等の議論を踏まえ、**フランス、フィリピン、インドとの間で、共同研究を引き続き実施**します。

2. 二国間国際共同研究事業

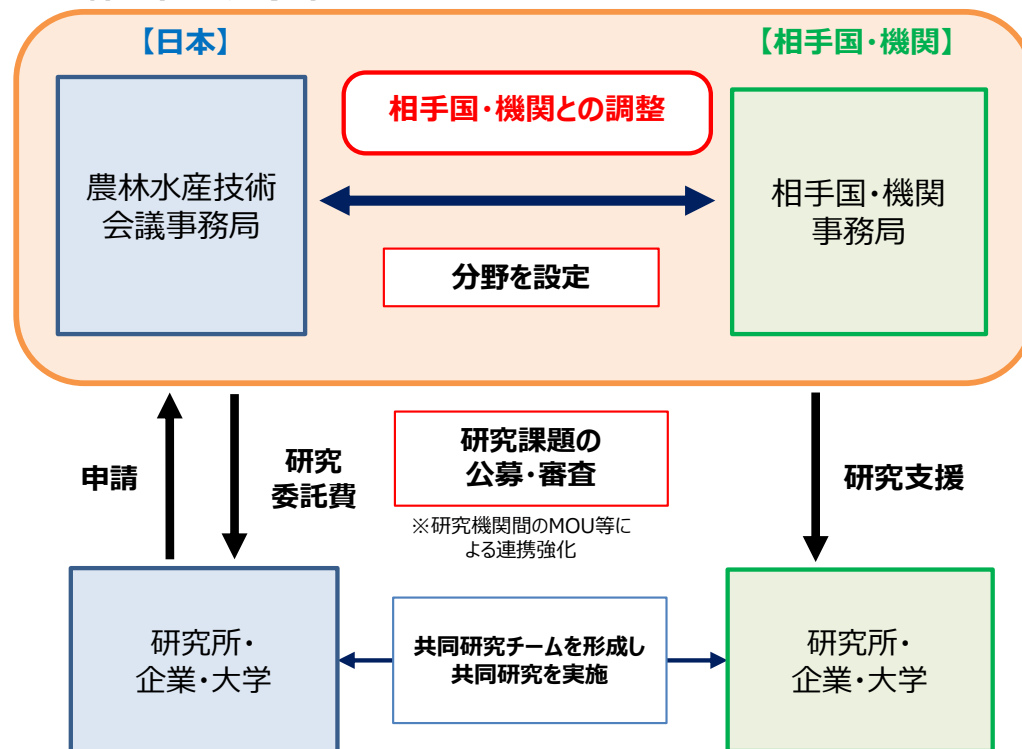
- 国家間の合意等を踏まえ、**米国、EU加盟国（ドイツ等）、ASEAN諸国等との間で、共同研究を引き続き実施**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国際共同研究事業のイメージ



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局国際研究官室（03-3502-7466）

コムギいもち病のパンデミック化阻止技術の開発について 【地球規模の課題解決に向けた国際共同研究推進事業（R1-5）】

1. 研究背景・目的

1985年、ブラジルにおいて「コムギいもち病」が突如出現し、その後南米周辺諸国や、バングラデシュ、ザンビアにも広がりを見せるなど、パンデミック病害となりつつある。

本研究では、複数の抵抗性遺伝子を集積することで、コムギいもち病の抵抗性を強化するという戦略の下、コムギ-エギロプス属のスクリーニングにより抵抗性遺伝子を同定し、それら遺伝子を導入した抵抗性を有する実用品種を作出するとともに、発展途上国でも適用可能な種子消毒法を開発することにより、本病のパンデミック化を阻止することで、我が国の食料安全保障に貢献する。

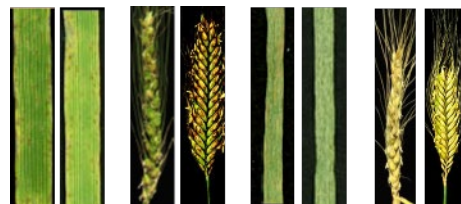
2. 研究概要

- ① 抵抗性に関わる既知の遺伝子を実用品種に導入するとともに、新規の遺伝子を同定し、それら遺伝子を実用品種に導入し、抵抗性品種を作出する。
- ② 明らかになっていない「コムギいもち病」の発生機構を解明するとともに、「コムギいもち病」に有効で簡便な種子消毒法を開発する。

3. 研究成果

- ① 「コムギいもち病」抵抗性に関わる既知の遺伝子について、実用品種に導入した品種を作出した。また、新たに抵抗性を有する8～9系統を発見し、そのうち抵抗性に関連する2遺伝子（*Rmg10*、*Rmg11*）領域の分子マーカーを作成した。これらを用いて2遺伝子（*Rmg10*、*Rmg11*）を既知の抵抗性遺伝子を有する実用品種に導入し、複数の抵抗性遺伝子を集積・保有した新たな抵抗性品種を作出した。

- ② 「コムギいもち病」の発生機構を明らかにした。また、既存農薬の「コムギいもち病」に対する効果を検討し、消毒効果のあるA剤が当該病害にも十分な効果を示すことを確認した。薬品メーカーとの共同研究の結果、発展途上国でもコスト的に許容範囲となる消毒方法として、種子消毒法を開発した。さらに、新たに開発した種子消毒方法に係る特許を出願し、知的財産の保護を図った。



抵抗性品種 感受性品種
図. 抵抗性品種及び感受性品種の発病例

※病気に感染すると、葉は萎凋し、穂は黄化。抵抗性品種は葉が萎れておらず、穂は緑色が残存。

表. 代表的な「コムギいもち病」抵抗性遺伝子等の有効範囲

遺伝子等	有効性			
	ブラジル菌系		バングラデシュ菌系	
	葉	穂	葉	穂
2NS	-	++	-	++
<i>Rmg8</i>	++	++	++	++
<i>Rmg10</i>	++	++	-	-
<i>Rmg11</i>	++	±	++	-

※++、極めて有効；+、有効；±、やや有効。

※2NSは米国で発見・CIMMYTが関与、*Rmg8*は神戸大学で発見。

※これら4つの遺伝子等を集積することで、ブラジル菌系に対しては葉・穂それぞれで3つの遺伝子等が、バングラデシュ菌系に対しては2つの遺伝子等が作用することとなり、長期間に及ぶ抵抗性を期待。

農耕地土壌における有機物安定化の解明と炭素貯留ポテンシャル評価について 【地球規模の課題解決に向けた国際共同研究推進事業（R1-5）】

1. 研究背景・目的

土壌有機炭素は、大気中炭素（CO₂）の約4倍の存在量であるため、その分解や蓄積速度の僅かな変化は気候変動に大きな影響を及ぼしうる。また、土壌有機炭素を骨格とする土壌有機物貯留量の維持・増加は、温暖化緩和だけでなく、農耕地における作物の持続的な生産の基盤となる。

本研究では、農耕地における土壌有機炭素と土壌有機物の貯留・安定化プロセス解明及び炭素貯留ポテンシャル推定を試みる。

2. 研究概要

- ① 異なる気候条件や土壌タイプを対象に、植物残渣由来の炭素の分解及び安定化にようする速度とその要因を明らかにする。
- ② 日本の農耕地データを用いて土壌タイプ、気候、農地管理及び土壌有機炭素貯留の関係を統計的に解析し、全国の炭素貯留ポテンシャルを推定する。

3. 研究成果

- ① 熱帯から亜寒帯農地における投入作物残渣炭素（¹³C）の2年後の残存率（28～48%）（右図）と、亜寒帯農地における10年後に残存した炭素量を分析した結果、気温・降水量だけでなく、土壌中の活性アルミニウム・鉄（活性Al・Fe）の濃度が炭素残存率を規定することが明らかになった。

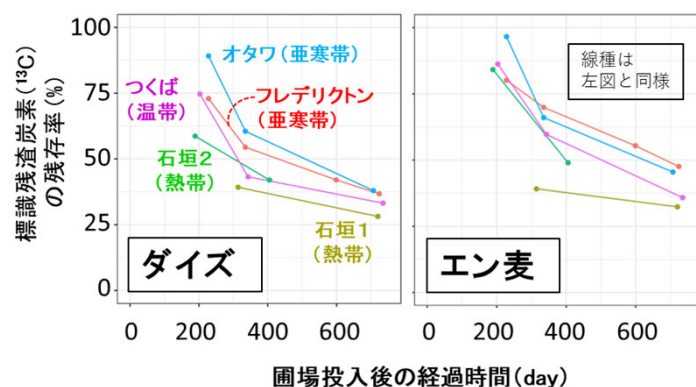


図. 熱帯～亜寒帯農地における投入した作物残渣炭素の残存率

※石垣については平均気温が高く分解が早いため、2倍量の作物残渣を投入。また、コロナウイルス蔓延の影響でサンプルを採取できず、1年空けて別の年に測定。

- ② 活性Al・Fe、土壌炭素の統計解析から、表層下30cmまでの安定可能炭素量（PSC）を算出した。リン酸施肥量の予測のために日本で幅広く利用されてきたリン酸吸収係数（PAC）とPSCとの相関関係を利用することで、PSCマップを作成した（右図）。更に、PSCマップと現在の土壌炭素現存量マップとの差異から、全国の農耕地における、土壌タイプ、気候条件、農地管理ごとの土壌炭素貯留ポテンシャルを推定した。

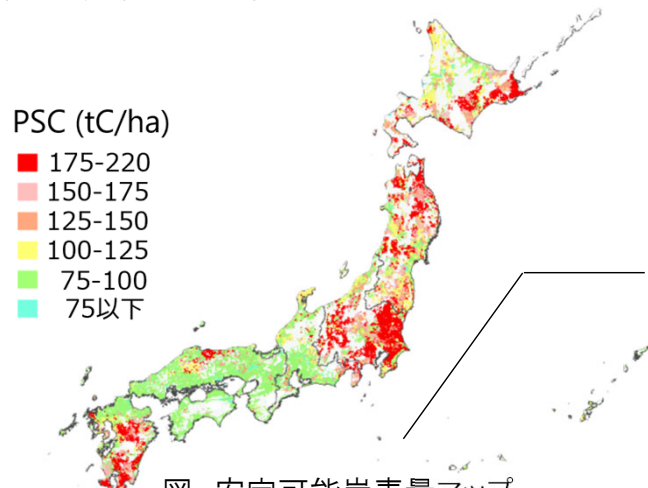


図. 安定可能炭素量マップ
（黒ボク土と低地土を対象に個別の計算式を利用）

天敵温存植物・間作を核とした 露地野菜での総合的害虫管理技術の構築と実証 (ドイツとの共同研究)

1. 研究目的

露地野菜栽培において、環境負荷の少ない取組を広めるには、化学農薬に頼らずに植物を害虫の食害からどう守るのか知見が必要である。そこで有機農業の研究が盛んなドイツのユリウス・クーン研究所と、ムギ類等のバンカープランツ(*)を間作することにより土着の天敵を保護・強化し、化学農薬に頼らない**総合的害虫管理 (IPM) 技術を高度化し我が国で実装できる技術の体系化**を目指す。

2. 研究概要・研究体制

- ① 作物品種や栽培条件を揃えたうえで、**バンカープランツの選択や配置デザイン**を両国で評価し、効果的かつ安定的な混植・間作技術を明らかにする。
- ② バンカープランツの間作による**害虫抑制機能**を検証し、比較を行う。
(ドイツの飼育技術を基盤に両国で検証)
- ③ **地域特性**に合わせて、バンカープランツを利用したIPM体系を構築し、**各国の現地生産圃場**で効果を実証する。

3. 将来期待される成果

アブラナ科野菜やネギ属野菜の露地栽培を行う圃場において、実装可能なIPM技術確立することが期待される。

このような知見の蓄積により、**化学農薬の使用量低減**や**有機農業の拡大**へ貢献が期待できる。

(*) 害虫の天敵が生息する植物

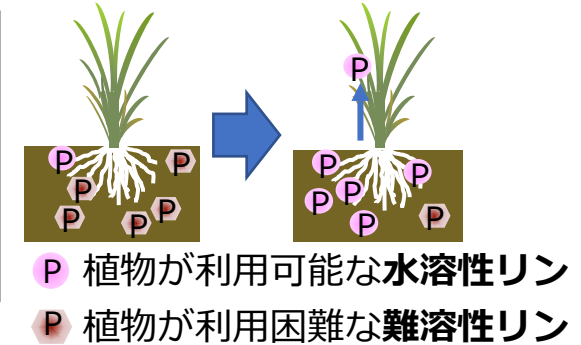


-キャベツとオオムギの間作の様子
-間作で強化された天敵ヒラタアブの
アブラムシへの攻撃 (右上)

未利用リンの活用による環境保全型農業に向けた 植物の新規根圏機能の開拓

1. 研究目的 (ドイツとの共同研究)

植物にとって必須元素であるリンの資源量が有限である状況を鑑み、**植物が土壌中の難溶性リンを有効利用するためのメカニズムを解明し、より少ない施肥量で生育する植物の開発基盤を確立する。**



2. 研究概要・研究体制

- ① **根の分泌物**の解析を行い、リン可溶化との関連を検証する。
- ② 根付近に存在する**微生物集団**の解析を行い、リン可溶化との関連を検証する。
- ③ リンの可溶化と吸収に重要な生理的・遺伝的要因を明らかにし、**有望な系統**を選抜する。



根の分泌物の解析

3. 将来期待される成果

圃場におけるリンの利用効率に大きな差がある複数の品種を解析することで、**低肥料条件でも生育する品種を開発するための知見**や、植物による土壌中のリンの利用に関する知見が得られることが期待される。

これらの成果によって**化学肥料の効率的利用を促し、化学肥料の使用量の低減**や**化学肥料に由来する環境問題の改善に貢献**することが期待される。

次世代型耐病性イネの開発 (中国との共同研究)

1. 研究目的

世界の作物生産の約15%は、病害によって失われている。さらに、近年の世界規模の気候変動に伴い、植物病害の発生地域が変化・拡大するとともに、変異により新たな病原菌が発生することで、日中両国においても病害による被害が深刻化している。そこで、本研究では、**イネ自身をもつ免疫力の仕組みを解明**し、それを応用して**次世代型耐病性イネの開発**を目指す。

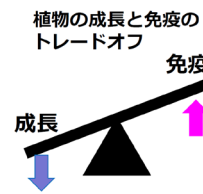
2. 研究概要・研究体制

- ① イネの免疫誘導において主導的な働きをしている**免疫因子の活性化機構**を生化学的・細胞生物学的手法を用いて解明し、遺伝学的手法を活用してイネの免疫力を強化する方法を考案する。[日中]
- ② 両国がそれぞれ独自に有する免疫遺伝子を活用することで、病原菌が感染する際に重要な役割を果たす**エフェクターの機能を阻止する技術の開発**を行う。[日中]
- ③ 上記の研究結果に基づき、耐病性を高めたゲノム編集イネの開発に取り組む。[中国]

3. 将来期待される成果

植物の過度な免疫反応は、多くのエネルギーを要するため、植物の成長に大きな影響を与える。そのため、病原菌の非存在下では免疫を抑制し、病原菌感染に伴って最大限の免疫力を発揮することが重要である。

本研究により、病害に強いイネの開発を目指すことで、日中をはじめとした各国における**安定的な作物生産や化学農薬の使用量低減**が期待できる。



マダニ媒介原虫病制圧に向けた日中共同アプローチ (中国との共同研究)

1. 研究目的

動物の血液を唯一の栄養源とするマダニは、人や動物に対して種々の病原体を媒介する。しかしながら、マダニとマダニ媒介感染症に対する有効な制御法は確立されていない。そこで、日中両国において**家畜生産に脅威を与えているマダニ媒介原虫病に対し**、マダニ体内における原虫のライフサイクルを分子レベルで解明し、その知見に基づいて、**有効な制御法を確立**する。

2. 研究概要・研究体制

- ① 日中由来マダニと原虫株の**比較ゲノム解析**を行う[日中]
- ② 可視化できる光る原虫株を作製する[日本]
- ③ マダニ体内における原虫の**ライフサイクルを解明**する[中日]
- ④ 抗マダニ・原虫ワクチンを**開発**する[日本]



研究概要図

3. 将来期待される成果

- ① 日中両国における主要マダニ種であるフタトゲチマダニの**全ゲノムデータベースが構築**でき、また日中両国で問題になっているマダニ媒介原虫の全ゲノムデータベースが構築できる。
 - ② マダニ媒介原虫のマダニ体内におけるライフサイクルが明らかになる。
 - ③ マダニ体内の特異分子またはマダニワクチン候補分子が特定でき、マダニ体内における特異分子を標的とした伝播阻止ワクチンまたはマダニワクチンの開発が期待される。
- これらによって、マダニ媒介感染症を制御することで、**安定的な家畜生産**が期待される。

越境性害虫の発生実態・移動経路の解明による

高精度な飛来予測・発生予察手法の開発

1. 研究目的 (中国との共同研究)

イネウンカ類は中国南部から日本に梅雨の時期に毎年飛来し、秋の刈り取り間にイネを大量枯死させる。また**アワヨトウ**は突然飛来し、トウモロコシ、牧草などで多大な被害を引き起こす。

飛来を予測し適期防除を実現するため**飛来実態を解明し、飛来予測手法を開発**する。

2. 研究概要・研究体制

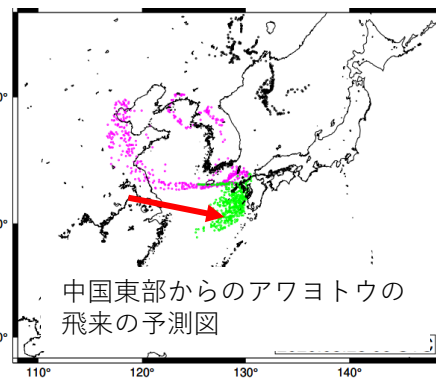
① イネウンカ類については、過去30年の日本国内発生データと気象データ等を解析し、**多発生要因を解明するとともに、中国南部の飛来地域を中国農科院と共同で明らかにし、飛来予測を高精度化する。**

② アワヨトウについては、同位体を用いた飛来源推定手法を開発して、解析精度を向上させ、特に**早春飛来の実態を解明する。**また中国農科院と同一手法でゲノム解析を実施し、大陸個体群との比較から**飛来実態を解明する。**

図(左) 株元に群らがるトビイロウンカ



図(右) 坪枯れの様子



3. 将来期待される成果

イネウンカ類の飛来予測システムを高精度化することで、適時適量の農薬散布により散布回数・量を削減し、**効率よく被害を回避**することができる。またアワヨトウの早春から初夏にかけて大陸からの飛来実態が解明され、**飛来予測手法が開発**される。これらの発生予察に基づく防除対策により、**環境負荷を軽減しつつイネやトウモロコシ等の安定的な生産**が期待される。

水田メタン・玄米ヒ素等の同時低減技術の開発と関与 微生物群集構造・機能遺伝子の解明

1. 研究目的 (米国との共同研究)

温室効果ガスの一つである**メタン**は**総排出量の約1割が水田由来**と見積もられている。米国等が主導するグローバル・メタン・プレッジには、2030年に向けたメタンの削減目標が設定されるなど、気候変動緩和のためメタンの**早急な排出削減**が求められている。

一方、日本では、慢性摂取により健康影響のある無機ヒ素の約7割がコメ由来であり、**コメに含まれる無機ヒ素の低減**が求められている。

日米両国がそれぞれ有する豊富な知見に基づき、これらの状況を同時に改善する**実践的栽培管理技術を開発**するとともに、微生物学的観点からその**機構を解明**する。

2. 研究概要・研究体制

- ① 日米両国に加え、熱帯の主要なコメ生産国であるベトナムにおいて水稻栽培試験を実施し、メタン等の温室効果ガスの排出とイネの有害元素・養分元素を定量し、**水田メタン・玄米ヒ素等の同時低減技術を開発**する。
- ② 両国それぞれの解析結果に基づき、上記技術に関与する**土壌微生物群集構造及び機能遺伝子**を解明する。

3. 将来期待される成果

日米のみならずアジア等においても実装可能な、水田メタン・玄米ヒ素等の同時低減技術が開発されることにより、**世界規模の気候変動の緩和と食品の安全性の向上に貢献**することが期待される。

また、同技術に関与する土壌微生物群集構造及び機能遺伝子の解明は、本研究で提示される**実践的栽培管理技術の効果を更に高い次元に導く革新的技術開発のための材料**となることが期待される。

第一胃内微生物相とメタン産生の包括的解析による メタン低減型肉用牛飼養システム開発

1. 研究目的 (米国との共同研究)

肉用牛からのメタン排出量の削減のため、畜産大国である米国と連携し、**第一胃内微生物活動の解明及び肉用牛群からのメタン排出量推定技術の開発**を行い、ライフサイクルアセスメントを用いた**メタン排出低減型肉用牛飼養管理技術**を開発する。

2. 研究概要・研究体制

- ① 肉用牛を拘束せずにメタン排出量を推定する手法を開発し、日本及び米国での飼養条件によるメタン排出量の違いを明らかにする。
- ② ライフサイクルアセスメント手法に基づく**肉用牛生産の環境評価モデルを構築**する。
- ③ 第一胃における水素の産生・消費への微生物の寄与を解明し、水素を利用した**メタン産生を抑制する条件を特定**する。

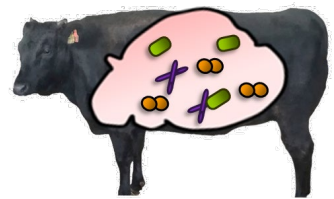
3. 将来期待される成果

日米で適用可能なメタン排出低減型肉用牛飼養管理技術を提案することで、日米の**肉用牛生産由来のメタン排出抑制による気候変動の緩和**につながることを期待される。

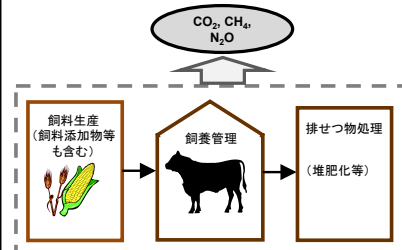
また第一胃の水素産生・消費経路への各微生物の寄与の解明により、**新しいメタン抑制資材探索の効率化が可能**になり、開発時間の短縮が期待される。



メタン排出量を群で捉える



牛の第一胃内の微生物発酵でメタンが作られる



肉用牛生産のライフサイクル

畜産業由来メタン排出削減技術の開発 (米国との共同研究)

1. 研究目的

温室効果ガスの主要な排出源の一つである畜産分野において、反芻胃由来メタン排出量を削減するため、米国牛群に対して、我が国が知見を有し**メタン排出削減効果が期待されるカシューナッツ殻液 (CNSL) を給与し、その削減効果**を明らかにする。またベトナム牛群を対象とした給与試験により、CNSL給与による生産性や肉質等への影響について明らかにする。

2. 研究概要・研究体制

- ① 米国との連携により、米国牛群を対象としたCNSL給与試験を実施する。それに先立ち、第一胃液を用いたin vitro試験を実施し、**最適な給与水準**を検討する。
- ② ベトナムにおいて、ベトナム在来牛を対象としたCNSL給与試験を実施し、**生産性や肉質等への影響**を明らかにするとともに、**低濃度域のCNSL給与試験**を実施し、そのメタン排出量の削減効果を明らかにする。

3. 将来期待される成果

温室効果ガス排出量が多い米国牛群に対して、本技術は具体的なメタン削減技術を導入するための端緒となる。

またベトナムにおいて社会実装可能なCNSL給与技術について、低濃度資材の有効性を評価することで、消費者及びステークホルダーに対してその効果を説明するための活用が期待される。

これらにより、米国牛群およびベトナムを中心とした**東南アジア諸国**における在来牛へのCNSL給与技術を確立し、**反芻胃由来のメタン排出削減による気候変動の緩和**が期待される。

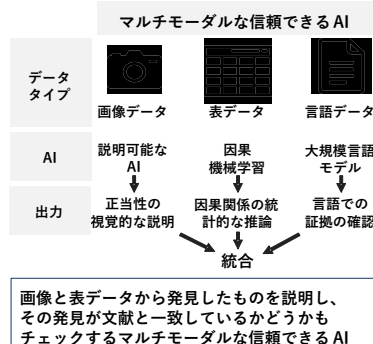
持続可能な農業に向けた信頼できるAIの開発 (ドイツとの共同研究)

1 研究目的

近年は人工知能(AI)の農業生産現場への応用が盛んになっているが、AIによる判断の理由が不明確な場合が多く、その解釈性の低さが課題である。そこで、本研究では、画像・表・言語データなど複数の種類のデータを活用した**信頼できるAI**を開発し、持続可能な農業に貢献する技術を農家にも**理解・納得できる形**で提供することを目指す。

2 研究概要・研究体制

- ① イネ、ダイズ、トウモロコシの栽培試験を実施し、**ドローン等による画像データ収集と収量や関連形質の表データ**を取りまとめ、更に画像データと表データの**両方を扱えるAIによる収量予測モデル**を開発する。
- ② 農業や持続可能性に関する言語データを収集し、ドイツ側が開発したモデルをベースに、日本版の作物の持続的生産に関する**意思決定支援を行えるAIチャットボット**を開発する。
- ③ ①のAI予測モデルと②のAIチャットボットモデルを統合し、農家が現場で活用できるAIチャットボットの開発・普及を行う。



3 将来期待される成果

持続可能な農業に資する情報をユーザーに**納得できる形で提供するAI**を開発することで、**持続可能な農業のための農家の意思決定を支援**することができる。

減農薬害虫管理に資するバキュロウイルス抵抗性 メカニズムの解明 (ドイツとの共同研究)

1 研究目的

持続可能性な農業の推進の観点から、化学合成農薬に代わりに害虫の天敵である**生物農薬**の普及が望まれる。生物農薬であるバキュロウイルス(BV)に対する**抵抗性の害虫個体群**が報告されているが、抵抗性のメカニズムは未だ解明されておらず、抵抗性の原因となる遺伝子(抵抗性遺伝子)は特定されていない。本研究では、害虫のBVに対する抵抗性の**メカニズムと抵抗性遺伝子の特定**を行う。

2 研究概要・研究体制

- ① 日本ではチャの害虫であるチャノコカクモンハマキに対するBVを用いた生物的防除が実施されている。BVの一種である核多角体病ウイルス(NPV)を連続的に暴露して**抵抗性個体群(R系統)**を**人為的に選抜**する。
- ② 選抜を行わない感受性個体群(S系統)と比較してNPVを接種したR系統において感染が阻止されている感染段階(組織)を特定する。
- ③ R系統とS系統を用いた**遺伝子発現解析**等により抵抗性遺伝子の推定を行う。
- ④ チャノコカクモンハマキに対する**ゲノム編集**技術確立する。推定された抵抗性遺伝子を改変して抵抗性遺伝子かどうか確認する。



チャノコカクモンハマキ幼虫
(左)とNPV(右)

3 将来期待される成果

昆虫が持つバキュロウイルス抵抗性のメカニズムと抵抗性遺伝子に関する知見が獲得でき、**ウイルス抵抗性の発達を抑えた害虫防除法の実現**が期待される。また、ドイツと日本が共同で実験手法と実験結果を共有することにより、**両国及び世界の持続可能な農業へ貢献**できる。

アフリカ豚熱の診断技術の検証と最適化ならびに ベトナム国における浸潤状況の調査

1. 研究目的（ベトナムとの共同研究）

日本では発生していないアフリカ豚熱 (ASF) には未だ有効なワクチンがなく、その対策には発生国におけるウイルスの侵入経路の解析や流行に伴う遺伝子変異の進行を把握する必要がある。本課題は、ベトナム国立獣医研究所 (NIVR) と共同で、初発から3年を経たベトナム国における**ASFウイルスの遺伝的变化を調べ**、現行の**診断法の妥当性を確認**することを目的とする。

2. 研究概要・研究体制

① ベトナム国内でASF発生時に取得した試料を用いて、現在日本国内で利用されるASF診断法の適合性を検証する。

[試料提供：ベトナム、検証：共同]

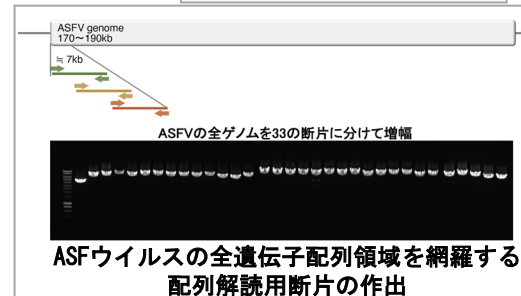
② 検証結果に基づいて診断法の仕様を改良する。
[日本]

③ ASFウイルスのすべての遺伝子配列を解析し、流行地における経年の遺伝子配列の変化と病態との関係を解明する。

[解析法の構築：日本、
ゲノム解析：ベトナム]



NIVRでのASF診断法の実施



3. 将来期待される成果

実地検証に基づくASF診断法の最適化により、国内外での利用促進が期待される。ASFウイルス遺伝子の変化と病態との関係性を把握することで、迅速な防疫対応に資する情報の獲得が期待される。両国の**診断技術、防疫対策の向上**と家畜衛生分野における連携の強化が期待される。

生産力とレジリエンスを両立する森林構造の複雑性 DXを活用した日本版CNFMの構築 (スロベニアとの共同研究)

1 研究目的

気候変動の下、持続的に森林を管理・保全するためには、生産力とレジリエンス（回復力、抵抗力）の調和がとれた管理を行う必要がある。
本研究では、**森林構造の複雑さ**が森林の生産力とレジリエンスに及ぼす影響を明らかにすることにより、**生産力とレジリエンスが両立した日本版CNFM**（Close Nature Forest Management）**の構築**を目指す。

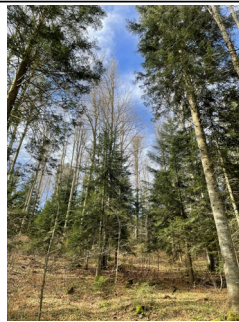
2 研究概要・研究体制

① 森林構造の複雑性と生態系機能の関係を調査

- ・種組成と年齢構造の異なる18林分について、林冠の3次元構造を地上及び空中LiDAR（光検知と測距）で取得
- ・各林分の生産力と回復力、土壌の物質循環、風害抵抗力を個体から森林までの多様な空間スケールで調査

② 機械学習やリモートセンシング等の先端情報技術を活用し、森林構造の複雑性と生産性、レジリエンスとの関係を明らかにする。

③ ①と②を統合して、森林管理にともなう環境と生態系機能の変化を予測可能な林冠動態モデルを構築する。モデルシミュレーションによって、日本版CNFMの構築について検討する。



3 将来期待される成果

先端情報技術の活用により**日本における持続可能な環境調和型の森林経営の推進**につながるとともに、**生産力とレジリエンスが両立した森林管理システムの評価モデルを構築**することで、**日本とスロベニアの両国のみならず、世界の森林のSDGs的管理技術の発展**に貢献できる。

デジタル技術と3次元空間技術を活用した 近自然型林業の計画・管理システム構築と実証 (スロベニアとの共同研究)

1 研究目的

近自然型林業は、森林が本来的に持つ生態プロセスを重視して行う林業の一方法であり、持続可能な森林管理の方法として世界的に関心が高まっている。

本研究では、先端的なデジタル技術と3次元空間情報を活用し、**事業的規模の森林管理に実装が可能な近自然型林業の計画・管理システムを構築**する。

2 研究概要・研究体制

① スロベニアにおける近自然型林業の計画・管理手法を包括的に調査し、近自然型林業の計画・管理システムを具体的に設計する。

② デジタル技術を用いた3D空間情報の取得と解析により、近自然型林業の計画策定・施業実行に活用するための一連の手法を開発する。

③ 実証試験を通じて計画・管理手法の検証と改良を行い、事業的規模で実装可能な近自然型林業の計画・管理システムを構築する。



近自然型林業が行われているスロベニアの異齢混交林



ドローン空撮画像から生成した異齢混交林の3Dモデル

3 将来期待される成果

事業規模で実装可能な**近自然型林業の計画・管理システムの構築**によって、複雑な林分構造を持つ異齢混交林（uneven-aged mixed forest）の計画・管理における困難性が克服され、**より持続可能な林業と森林管理への移行に向けた具体的な対応方向を提示**できる。

タイ国における牛の口蹄疫ウイルス持続感染状況に関する調査・研究（タイとの共同研究）

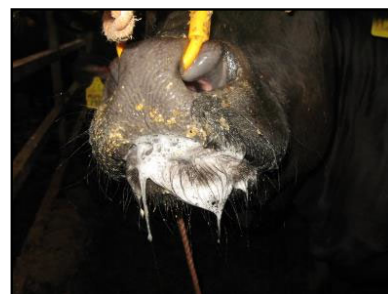
1 研究目的

ワクチン接種後に口蹄疫ウイルスにばく露した場合、持続感染動物となることがあるが、その持続期間は不明であり、また、持続感染中のウイルス変異により、ウイルスが強毒化する可能性がある。

本研究では、口蹄疫ワクチン接種や家畜防疫の体制が整っているタイ国において、**口蹄疫ウイルス持続感染牛におけるウイルスの持続感染期間や変異状況を解析**することにより、本病の防疫対策やセンシング及びモニタリング技術による疾病検知などのスマート農業の進展に資する動物疾病対策の確立に資する。

2 研究概要・研究体制

- ① 少なくともタイ国内の4地域の農場において、口蹄疫ウイルス持続感染牛の分布地域と割合の調査を行う。
- ② ①の調査結果を踏まえ、タイの口蹄疫ウイルス持続感染牛におけるウイルスの持続感染期間の調査を行う。
- ③ ウイルスゲノム解析や分離ウイルスの抗原性解析・ワクチンマッチングにより、タイの口蹄疫ウイルス持続感染牛におけるウイルスの変異状況の解析を行う。



口蹄疫ウイルス感染牛において認められた流涎

3 将来期待される成果

持続感染牛の生態や性状に関する知見により、**本病の防疫対策の向上**や、それによる周辺諸国における口蹄疫発生数の減少により、**我が国への口蹄疫侵入リスクの低減**が期待される。

「ETHANOL+」を用いたポスト薬剤耐性菌時代の植物病害防除研究（タイとの共同研究）

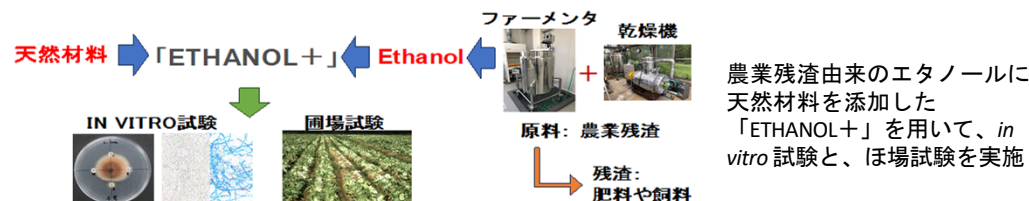
1 研究目的

薬剤耐性菌が世界中で問題となっているなか、薬剤耐性菌を生じない植物病害防除法の開発が求められている。

本研究では、農業残渣等を原料としたエタノールに、エタノール殺菌増強効果がある物質を添加した「ETHANOL+」を開発することにより、機器等により散布しやすいなどスマート農業に資して、かつ、**薬剤耐性菌を生じ難く、環境や生態系への影響が低い植物病害防除法を構築**する。

2 研究概要・研究体制

- ① 日タイ両国の様々な植物病害に対して、相加的・相乗的な防除効果を発揮する添加材料を調査する。
- ② 農業残さ等を原料とした効率的な発酵エタノールの生産システムを構築する。
- ③ ①と②の成果により生産した「ETHANOL+」を用いて、*in vitro*試験とほ場試験により植物病害防除効果を定量的に評価するとともに、スマート農業技術を活用した効率的な散布方法について検討を行う。
- ④ 上記の研究結果を統合し、商業的な「ETHANOL+」溶液の製造・散布プロセスをAIシステムを一部導入・開発する。



3 将来期待される成果

原材料の生産から散布までの一連の技術体系の確立により、**日本やタイのみならず、世界各地での持続可能な農業への貢献**が期待できる。

越境性害虫ツマジロクサヨトウのスマートで持続的な防除体系の構築（タイとの共同研究）

1 研究目的

ツマジロクサヨトウは、トウモロコシ、イネ、野菜類等を食害する越境性害虫で、地球温暖化等により急速に分布域を拡大しており、令和元年7月に日本で初確認後、各地で確認されている。

本研究では、飛来源国であるタイとスマート農業技術に資する農薬の空中散布方法の高度化や化学農薬の使用量低減に資する展着剤、合成フェロモンなどの利用による**ツマジロクサヨトウの防除技術を確立**する。

2 研究概要・研究体制

- ① 地域・ほ場ごとの被害拡大リスク要因の解析を行う。
- ② 植物種ごとの発育適合性や産卵選好性の調査により、各作物における被害リスクを推定する。
- ③ 殺虫剤感受性検定法確立とそれを用いたモニタリングを実施する。
- ④ 微生物製剤の効果を高める展着剤の添加等について調査を行い、空中散布法の高度化を図る。
- ⑤ 新規フェロモン成分を含む製剤について、誘引剤や交信攪乱剤としての有用性を評価し、**合成フェロモン利用技術を開発**する。
- ⑥ 上記を統合し、持続可能でスマートな防除体系の実証を行う。



タイにおいてトウモロコシを加害するツマジロクサヨトウの幼虫

3 将来期待される成果

本防除体系の実現により、化学合成殺虫剤の施用量の削減（日本で20%、タイで10%）が期待される。また、タイだけでなく近隣諸国においても本研究の成果を活用することで、**東南アジアから東アジアにかけて、広域での持続可能なツマジロクサヨトウ防除体系が構築**できる。

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名	「知」の集積と活用によるイノベーション創出のうち「知」の集積による産学連携推進事業	担当開発官等名	研究推進課産学連携室
		連携する行政部局	省内外関係行政部局
研究期間	H 2 6 年～R 1 2 年（1 6 年間）		
総事業費	4 0 . 3 億円（見込）		

研究課題の概要

農林水産・食品分野と様々な分野との連携により、革新的な研究開発を行い、新たな商品化・事業化につなげる産学連携研究の仕組みである「知」の集積と活用（※1）の取組を推進するため、

①産学官連携協議会の運営及び協議会会員間の交流促進、研究開発プラットフォーム（※2）の形成支援、

②研究開発プラットフォームの戦略策定等支援、

③全国各地域の公的研究機関、大学、民間企業、生産者等が一堂に会する技術交流や情報発信を行う展示会の開催し、研究機関、生産者、民間企業等の技術交流を促進。

④研究成果の商品化・事業化の推進、海外展開を支援するマッチングイベント等を実施

⑤バイオエコノミー（※3）の推進に資する研究成果の社会実装に向けた活動を支援等を実施している。

1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）

中間時（5年度目末）の目標	最終の到達目標
中間時（5年度目末）は「知」の集積と活用場の研究コンソーシアムにおいて、累計で200課題以上の研究を実施。	第3期終了（令和12年度）まで、「知」の集積と活用場のプラットフォーム間の交流・連携を支援することで研究の活性化を促し、実際に研究開発を行う研究コンソーシアムにおいて、累計で1,000課題以上の研究を実施。

2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（R 1 2 年）

「知」の集積と活用場由来の研究コンソーシアムが実施する農林水産省の提案公募型研究事業である、オープンイノベーション研究・実用化推進事業（以下、「オープンイノベ事業」という。）（※4）のうち、研究終了後の5年後調査において、実施課題70%以上の課題で商品化・事業化等が有望な研究成果を創出することを目標とする。

なお、上記目標数値には、令和6年度時点において既に公募を終了している「知」の集積と活用場による研究開発モデル事業（以下「モデル事業」という。）（※5）及びイノベーション創出強化研究推進事業（以下「イノベーション強化事業」という。）（※6）により実施された研究課題等を含む。

【項目別評価】

1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性

ランク：A

① 事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性

我が国の農林水産・食品産業の競争力を強化し、飛躍的に成長させていくためには、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションを創出していくことが必要である。このため、農林水産省では、平成28年4月に、農林水産・食品分野に様々な分野の技術・アイデア等を導入して革新的な技術シーズを生み出し、商品化・事業化に結びつけるオープンイノベーションの場『「知」の集積と

活用の場』の取組を開始し、「知」の集積と活用場の産学官連携協議会（以下「協議会」という。）を設立し、研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の形成やプラットフォームが研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を形成して実施する研究開発について支援を行っている。

これまで、協議会の会員やプラットフォームの数は一貫して増加し（令和6年3月末時点 4,854会員（令和元年度評価比148%）、180プラットフォーム（令和元年度評価比115%））、コンソーシアムによる研究（令和6年3月末時点 604課題（令和元年度評価比385%））も進められるなど、オープンイノベーションに係る関係者の関心は高い。特にコンソーシアムの約7割が、自己資金や技会事務局所管事業以外の研究費を活用しており、各府省連携したイノベーション創出に向けた場として機能している。

② 引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性

協議会会員数やプラットフォーム数は増加しているものの、農林水産・食品分野における民間企業の研究開発投資は依然として低調であり、また、研究成果が創出されるまでには時間を要する。特に伝統産業である農林水産・食品産業がイノベーション創出に向けた研究開発を継続・発展させていくためには、国が主導して、全国規模で幅広い分野・研究機関の参画を促すオープンイノベーションの取組をより一層推進する必要がある。

また、協議会会員内外を問わず、農林水産・食品分野における新たな研究開発や商品化・事業化の機会を拡大するため、全国・地域規模で、アグリビジネス創出フェア等の展示会による技術交流や全国のコーディネーターによるマッチング支援等の活動も引き続き実施する必要がある。

なお、本事業で推進しているオープンイノベーションの取組は、「統合イノベーション戦略2024（※）」（令和6年6月4日閣議決定）等、国の施策に基づき実施されているものであり、農林水産・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性は極めて高く、国として引き続き推進する必要がある。

※ 統合イノベーション戦略2024（令和6年6月4日閣議決定）抜粋

- 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会に幅広い層の農林漁業者の参画を促すとともに、大学等と連携し、地域の課題に対応したオープンイノベーションを推進する。
- 研究成果の社会実装を加速化に向け、優良事例の発信・共有を通じて、プロデューサーの活動の質的向上を図るとともに、スマート農業を含む研究開発プラットフォームの更なる連携強化に向けた取組を進める。

2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性

ランク：A

① 中間時の目標に対する達成度

「知」の集積と活用場の取組を開始した平成28年以降コンソーシアム数は順調に増加しており、令和6年3月末現在、累計604（※）のコンソーシアムがそれぞれ研究課題に取り組んでおり、中間時（6年度目末）の目標である『「知」の集積と活用場の研究コンソーシアムにおいて、累計で200課題以上の研究を実施』は達成している。

※ 研究資金別の604コンソーシアムの内訳

モデル事業：17課題、イノベーション強化事業及びオープンイノベーション研究・実用化推進事業：143課題、その他農林水産省：88課題、他省庁・自治体研究資金：122課題、自己資金等：234課題

② 最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠

協議会では、新たな商品・サービスの創出を目指したセミナー、ワークショップ、ポスターセッション等を開催や外部機関の展示会や商談会等へ出展・連携することにより、会員の拡充と・交流促進を図り、プラットフォームの形成及びコンソーシアムの設立を促してきたところである。

3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性

ランク：A

①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠

現時点で商品化・事業化に結び付つく事例としては、雌化技術の実証試験で生産された大きくて柔らかくおいしいウナギの限定販売を皮切りに、本格的な社会実装を目指しているほか、飼育管理技術を活用したサ

クラマス地域ブランド魚として確立する取組を進めている。また、サツマイモ基腐病防除の総合的対策技術を開発してマニュアル化した事例では、多発発生県における生産者向けの対策マニュアルや、全国各地の関連団体が発出する広報資料、研修会資料、病害虫発生予察特殊報等に使用される等、行政、生産現場、実需の幅広い範囲で活用されている。

協議会として、創出された研究成果の商品化・事業化に向けた活動を後押しするため、新事業創出会議における研究成果を社会実装に導くプロデューサー育成等の支援や、プラットフォームで生み出されたシーズの社会実装に向けた取組を企業にて事業経験のあるOB人材・中小企業診断士等で結成されたチームによる伴走的な支援の他、経済産業省と連携してマッチングイベントを開催する等、横展開を進めている。また、様々な民間企業・研究機関等との交流の促進を目的とするプラットフォーム・コンソーシアムによるアグリビジネス創出フェア等展示会への出展促進、全国のコーディネーターによる事業化支援活動を継続的に実施している。オープンイノベーション事業等の終了時評価（研究計画の目標達成度に係る評価）において、4段階評価のうちA評価となった研究課題は46%、B評価となった研究課題は50%（いずれも令和2年度～5年度評価の平均）となっている。A評価は、想定以上の研究成果が出ていることから、社会実装が有望と判断することができ、ほぼ全ての研究課題が実装可能性を持っている。一方、B評価はおおむね研究計画どおりに進んでいるという基準で評価されていることから、おおよそ半数程度が実装可能性を持っていると考えられる。これらのことから、目標とする研究成果の創出に向けて順調に進捗しており、「研究終了後の5年後調査において、実施課題の70%以上の課題で商品化・事業化等が有望な研究成果を創出」というアウトカム目標の達成可能性は高いと考えている。

② アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性

多岐にわたる分野の民間企業や研究者等に「知」の集積と活用場へ参画いただくため、「知」の集積と活用場における取組の紹介等の広報活動、研究戦略・知財戦略の策定を行うプラットフォーム活動に対する支援、全国のコーディネーターによる研究内容のブラッシュアップ等の取組を実施している。

協議会では、コンソーシアムが有用な研究成果を創出できるよう、規約や知的財産権取扱規程等の参考例の策定等するなど、社会実装を目指した研究への各種支援を行っている。また、研究成果の社会実装に向けて社会受容性を図るイベントや展示会への参加や出展を実施していることから、アウトカム目標達成に向けた取組内容は妥当である。

4. 研究制度運営方法の妥当性

ランク：A

① 制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性

第三者で構成される評価委員会により、「知」の集積と活用場における活動全体に対して、年1回評価を実施している。この評価委員会において、コンソーシアムが有用な研究成果を創出できるよう包括的に全体で評価を実施し、必要に応じて助言を行っている。

本委員会の評価結果については農林水産省のホームページに公表し、毎年フィードバックを行っている。研究の終了とともに、プラットフォームの活動が終了することの無いよう、伴走支援等を通じて、引き続き事業化に向けた支援を実施している。

② 制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性

協議会の運営、技術交流展示会（アグリビジネス創出フェア）の開催及び全国で活動を行うコーディネーター活動への支援等の各事業実施に当たっては、出展者及び参加者への聞き取りを通じて好評を得ており、取組内容は妥当と評価できる。

また、オープンイノベーション事業では、その研究期間中に、外部有識者による中間評価を実施しており、計画通りに進捗していない研究課題については、事業の中止や計画の見直しを実施することとなっている。（過去には、モデル事業及び、イノベーション強化事業においても実施。）

これらのことから、目標の達成に向けた進行管理に係る取組は十分に妥当である。

【総括評価】	ランク：A
1. 研究制度の継続の適否に関する所見 ・接点の少ない事業体同士のマッチング創出に繋がる重要な事業である。 ・既に商品化・実用化に結びついた事例に加え、現段階でほとんどの課題が実装可能性を有しているとの評価もあり、研究目標の達成可能性は高い。また、計画通り進んでおり継続は妥当である。 2. 今後検討を要する事項に関する所見 ・研究開発プラットフォームの形成や民間コーディネーターの配置に留まらず、そこからいかにオープンイノベーションを活性化させ成果をあげるかが重要であり、そのためにどのような組織的な工夫が必要か、さらに検討いただきたい。 ・HP等における情報の見せ方を工夫することで、活動の成果や魅力をより強くアピールできる可能性がある。広報活動の強化により、人材、企業の参画や支援の増加に繋げていただきたい。その際、生活者や消費者の視点にも留意していただきたい。	

〔研究課題名〕 「知」の集積と活用の中によるイノベーション創出の中「知」の集積による産学連携推進事業

用 語	用 語 の 意 味	※ 番号
「知」の集積と活用の中	我が国の農林水産・食品産業の成長産業化のため、農林水産・食品分野に様々な分野（医学、化学、工学等）の知識・技術・アイデアを導入し、オープンイノベーションにより革新的な研究開発を行い、商品化・事業化につなげる新たな産学官連携の仕組み。	1
研究開発プラットフォーム	産学官連携協議会の会員によって構成される、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題の具体化や知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うグループ。	2
バイオエコノミー	バイオテクノロジーや生物資源等を利用し、持続的で、再生可能な循環型の経済社会を拡大させる概念（「バイオ戦略フォローアップ（令和3年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）」より）。	3
オープンイノベーション研究・実用化推進事業	国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究及び実用化研究を支援することを目的として実施。	4
「知」の集積と活用の中による研究開発モデル事業	「知」の集積と活用の中から提案された商品化・事業化の基盤となる革新的な技術開発について、民間企業等との連携を促すマッチングファンド方式により実施する研究事業。「知」の集積と活用の中の研究開発プラットフォームから形成される研究コンソーシアムが研究を実施。 平成28年度、29年度で全17課題を採択し、令和2年度に終了時評価を決定。	5
イノベーション創出強化研究推進事業	基礎段階から実用化段階の提案公募型研究において、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを生み出していくイノベーションの創出に向け、「知」の集積と活用の中 による研究開発を重点的に推進することを目的として実施。	6

「知」の集積と活用の中

1 「知」の集積と活用の中推進事業【59（59）百万円】

○産学官連携協議会の運営

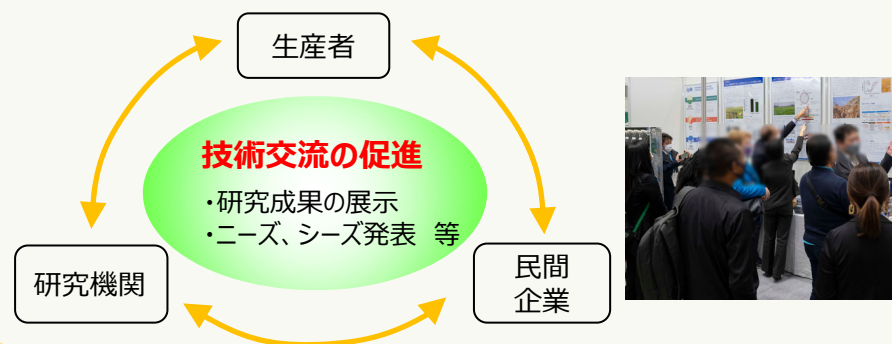
- 協議会会員や研究開発プラットフォームの交流促進、「知」の集積と活用の中から生み出された研究成果の商品化・事業化の推進、海外展開を支援するマッチングイベント等を実施。



2 技術交流推進事業【70（49）百万円】

○展示会の開催

- イノベーション創出に向けて、農林水産・食品分野に関する最新の研究成果の展示会を開催し、研究機関、生産者、民間企業等の技術交流を促進。さらに、スタートアップが有する技術の情報発信により、初期需要創出を支援。



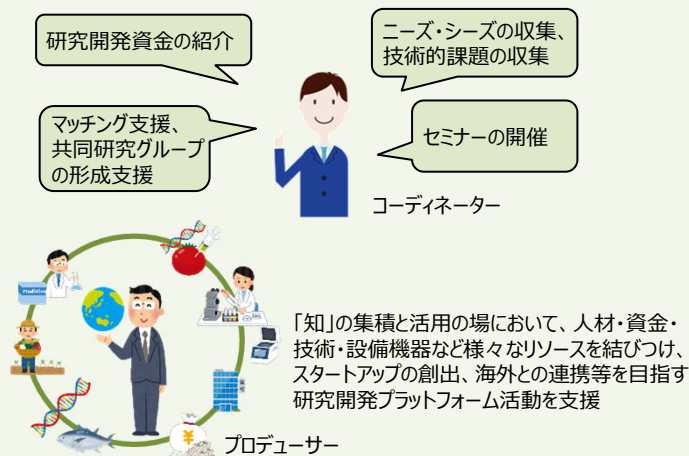
3 産学連携支援事業【128（131）百万円】

○全国コーディネーター配置

- 農林水産・食品分野の研究開発や知的財産の活用方法等に関する高度な知見を有するコーディネーターを全国に配置し、民間企業や研究機関等のマッチング、研究開発資金の紹介、商品化・事業化等を支援。

○バイオエコノミー推進人材活動支援

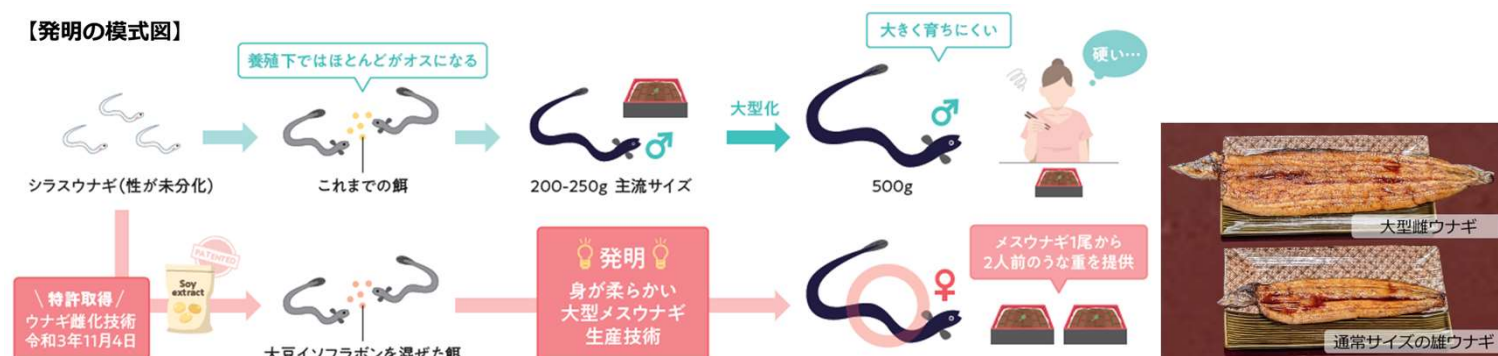
- 「知」の集積と活用の中を起点に、バイオエコノミーの推進に資する研究成果の社会実装に向けた活動を支援。



連携

ウナギの雌化と食味に優れた大型雌ウナギの生産技術を開発

【発明の模式図】



従来の養殖方法で育てた雄ウナギは大きくなると身が硬くなるが、今回開発した雌化技術により大きくても柔らかくおいしいウナギの生産が可能に

【開発の背景】

種苗(シラスウナギ)を100%天然資源に依存しているウナギ養殖では、資源を有効利用するために流通サイズの大形化が求められている。養殖ウナギはほとんど(約95%)が雄であり、大きくなると身が硬くなってしまふ。一方、雌ウナギは大きくなっても身が柔らかくておいしいが、食用可能な雌ウナギを生産する技術がなかった。

【研究の成果】

性が決まっていな時期に大豆イソフラボンを混ぜた餌を与えることで雌化する技術を開発し、本技術に用いる飼料の販売を開始した。また、生産した大型雌ウナギは、雄に比べて大きく成長し、大型でも身が柔らかく、脂質が多いことを明らかにした。

【特許の取得】

成果は「ウナギ雌化誘導方法、ウナギ飼育方法、ウナギ雌化剤、及び、ウナギ用飼料」として、令和3年11月4日に特許を取得した(特許第6970992号)。

【社会実装】

令和6年1月頃に行う予定である、実際の養鰻場で行っている実証試験で生産された大型雌ウナギの限定販売を皮切りに、本格的な社会実装を目指す。

所属プラットフォーム

持-07 水産増養殖産業イノベーション創出プラットフォーム

問合わせ先

- ・愛知県水産試験場 内水面漁業研究所 内水面養殖グループ
(TEL:0563-72-7643、 アドレス: suishi-naisuimen ● pref.aichi.lg.jp)
- ・共立製薬株式会社 製薬統轄本部 開発本部 (TEL:029-872-3361)

釜石湾内でのサクラマス養殖の事業化



サクラマスの養殖生け簀



養殖サクラマスの魚市場での水揚げ

秋サケの一局集中型であった不安定な漁業形態を、さんりく養殖産業化プラットフォームの産学官連携プロジェクトによるサーモン養殖を付加することで、持続可能な安定した生産体制の漁業へ転換

・釜石港が重要港湾のため様々な規制等があり、開始するまで困難があったが、岩手大学等の飼育管理技術を活用し、地域が一体となって取り組みを進めた結果、令和2年に釜石で初めての養殖サクラマスが水揚げされ、令和4年からは地元漁業協同組合が区画漁業権を取得し事業化に成功した。
・さらにサクラマスプロモーションコンソーシアムをプラットフォームの下部組織として立ち上げ、商標登録した「釜石はまゆりサクラマス」を、地域振興に活用するための地域ブランド魚として確立する取り組みを進めている。



釜石市のふるさと納税の返礼品として採用

所属プラットフォーム

持-11 さんりく養殖産業化プラットフォーム

問合わせ先

岩手大学釜石キャンパス 産学官連携専門員 田村直司
tamurana●iwate-u.ac.jp

サツマイモ基腐病防除のための 総合的対策技術を開発しマニュアルを公開

生研支援センター イノベーション創出強化研究推進事業(01020C) 「産地崩壊の危機を回避するための かんしょ病害防除技術の開発」 サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策 技術者向け (令和3年度版) 令和4年3月 農研機構九州沖縄農業研究センター 農研機構植物防疫研究部門 鹿児島県農業開発総合センター 鹿児島県経済農業協同組合連合会 宮崎県総合農業試験場 沖縄県農業研究センター	第Ⅰ章 発生生態 本ぼで発生 苗床で発生 雨で胞子が拡散 株の枯死 いもの腐敗 収穫残さ中で病原菌が生存 第Ⅱ章 診断法 特徴的な症状 病原菌の形態 遺伝子学的手法 第Ⅲ章 防除法 持ち込まない対策 ①未発生圃場からの種いも採取 ②定期的な種苗の更新 ③苗床の消毒 ④種いも・苗の選別と消毒 増やさない対策 ①輪作または休耕 ②抵抗性品種の利用 ③ほ場の排水対策 ④発病株の抜き取りと薬剤散布 ⑤早期収穫 残さない対策 ①罹病残さの持出しと分解促進 ②土壌消毒
---	--

基腐病の深刻な被害が生じた南九州・沖縄およびまん延を危惧する全国の産地において、本マニュアルを活用した総合的な防除が実施されている

2018年秋頃より、鹿児島県、宮崎県および沖縄県において、国内ではこれまで発生報告のなかったサツマイモ基腐病が多発し、収量が減少して、地域経済に深刻な影響を与えている。また、2020年以降、新たに28都道府県でも発生が確認され、全国へのまん延防止が緊急の課題となっている。

そこで、本病の国内における発生生態を解明し、診断・防除技術を開発するとともに、生産現場で速やかに活用してもらうために技術者向けのマニュアルを作成し、公開した。本病を的確に診断し、病原菌を「持ち込まない、増やさない、残さない」ための対策を総合的に実施することで、本病の発生を低減でき、未発生地域を含めた生産地におけるまん延防止にも有効である。

マニュアルに示した対策は、多発生県における生産者向け対策マニュアルや、全国各地の関連団体が発出する広報資料、研修会資料、病虫害発生予察特殊報等に使用される他、農林水産省の基腐病対策補助事業における支援対象技術となる等、行政、生産現場、実需の幅広い範囲で活用されている。

所属プラットフォーム

持-38 SDGsに貢献する新たな植物保護技術開発プラットフォーム

問合わせ先

農研機構九州沖縄農業研究センター 研究推進部 研究推進室
q_info●ml.affrc.go.jp

農林水産省政策評価基本計画

令和 2 年 3 月 31 日

農林水産省

目 次

基本理念	1
第1 計画期間	2
第2 政策評価の実施に関する方針	2
1 政策評価の実施に関する基本的な考え方	
2 政策評価の基本的な方式	
第3 政策評価の観点に関する事項	4
第4 政策効果の把握に関する事項	5
1 実績評価における政策効果の把握	
2 総合評価における政策効果の把握	
3 公共事業の事業評価における政策効果の把握	
4 研究開発の事業評価における政策効果の把握	
5 規制の事業評価における政策効果の把握	
6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握	
第5 政策評価の実施体制に関する事項	9
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 規制の事業評価	
6 租税特別措置等の事業評価	
第6 事前評価の実施に関する事項	14
1 公共事業の事業評価	
2 研究開発の事業評価	
3 規制の事業評価	
4 租税特別措置等の事業評価	
第7 事後評価の実施に関する事項	17
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 規制の事業評価	
6 租税特別措置等の事業評価	
第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21
第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項	22
第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公表に関する事項	22
第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項	23
1 評価手法の改善等	
2 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備	
3 その他の事項	

令和 2 年 3 月 31 日農林水産大臣決定
令和 2 年 8 月 7 日一部変更
令和 3 年 7 月 1 日一部変更
令和 4 年 8 月 30 日一部変更

農林水産省政策評価基本計画

基本理念

国の行政機関は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の下で、行政機関の政策について適時に効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を図っている。

農林水産省においては、

- ① 農政分野では、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）により、その政策対象を「農業」から「食料・農業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という4つの基本理念の下に、
 - ② 林政分野では、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）により、その政策対象を木材の生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るためのものへと転換し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」という2つの基本理念の下に、
 - ③ 水産行政分野では、水産基本法（平成13年法律第89号）により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」という2つの基本理念の下に、
- 食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画及び水産基本計画を策定し、おおむね5年ごとにその見直しを行っている。これまでこれらを踏まえた政策評価体系を構築した上で、具体的な政策目標を掲げ政策の効果を定期的に検証し、その評価を踏まえ政策の見直しや改善を行ってきた。

このような中、令和2年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においては、政策のPDCAサイクルの実効性を高める観点から、合理的根拠に基づく施策の立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）やデータに基づく政策評価の推進等が盛り込まれた。

EBPMとは、政策目的を明確化した上で、その目的の達成のために最も効果のある行

政手段は何かを合理的根拠に基づいて明らかにするための取組であり、一方、政策評価とは、こうした考えで立案された政策についての効果を検証し、その結果を次の政策の企画立案及び実施に反映させる取組である。E B P M及び政策評価を通じて、政策のP D C Aサイクルの実効性を高めることにより、行政の政策立案能力の向上や職員の意識改革が進み、国民視点に立った効率的で質の高い行政が実現される。

また、E B P M及び政策評価の推進に当たっては、国民視点に立った成果目標（アウトカム）の設定や統計等データの利活用による政策効果の定量的な把握を充実させるとともに、国民に対して農林水産行政の成果や改善点・問題点などをより分かりやすく示すことが重要である。

この基本計画は、政策評価法第6条の規定により、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、農林水産省が行う政策評価（以下「農林水産省政策評価」という。）の実施に関する方針、政策への反映、情報の公開、実施体制などの基本的事項について定めるものである。

第1 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

農林水産省政策評価は、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施するものとする。

すなわち、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るためには、政策評価の結果の公表を通じて、国民に対して農林水産省の使命、政策の目標、政策の具体的内容や成果を明らかにし、農林水産行政の透明性を高める必要がある。

また、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を図るためには、政策評価をP D C Aを主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に組み込むことを通じて、農林水産政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、行政サービスのユーザーとしての国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供できる効率的かつ効果的な政策運営を推進する必要がある。

さらに、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図るためには、政策評価を通じて、全ての農林水産省の職員が、その使命、政策目標等を再認識した上で、政策の企画立案及び実施に当たって、常に国民に対して行政サービスを提供した結果として実際

にどのような成果がもたらされるのか（アウトカム）という観点を重視して行政運営を推進する必要がある。

このような政策評価の目的を踏まえ、農林水産省においては、EBPMとの連携を図りつつ、政策効果に着目した達成すべき目標の設定と、データの活用に基づく政策評価に積極的に取り組むこととする。

なお、農林水産省としては、基本方針を踏まえ、政策評価の重点化・効率化を図りつつ、その着実な実施を図るとともに、評価手法の改良・開発等に努めるものとする。また、「行政事業レビュー」とも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

食料・農業・農村基本計画等のほか、農林水産省が策定する公共事業関係計画についても、計画の達成によって、国民にどのような成果がもたらされるのか（アウトカム）に基づいた目標の設定を基本とし、その評価に積極的に取り組むものとする。

2 政策評価の基本的な方式

（１）農林水産省政策評価の評価方式は、次の３つを基本とする。

① 実績評価

農林水産省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で、政策分野ごとにあらかじめ目標を設定し、定期的にその目標に対する実績を測定するとともに目標の達成度合いについて評価するもの。

② 総合評価

様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、選択的かつ重点的に評価するもの。

③ 事業評価

公共事業、研究開発など個々の事業について、その効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事前、期中、完了後・終了時に評価・検証するもの（以下「公共事業及び研究開発の事業評価」という。）。

規制（行政目的のために国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものをいう。以下同じ。）の新設又は改廃に係る政策について、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資する観点から、事前、事後に評価するもの（以下「規制の事業評価」という。）。

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下「租税特別措置等」という。）に係る政策について、租税特別措置等の透明化及び適時適切な見直しに資する観点から、事前、事後に評価するもの（以下「租税特別措置等の事業評価」という。）。

(注1)各評価方式と政策評価法における「事前評価」及び「事後評価」の区分との対応関係は以下のとおり。

実績評価:事後評価

総合評価:事後評価(総合評価は、課題によっては、事前評価、事後評価の性格を併せ持ち得るが、この基本計画上は、便宜的に事後評価とする。)

事業評価:評価時点により事前評価、事後評価のいずれか

(注2)各方式による評価の実施に当たっては、政策評価の対象とする政策がどのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとし、その詳細は、農林水産省政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を定める際に併せて示すものとする。

- (2) 実績評価については、継続的に政策の効果を測定・評価し、評価結果を速やかに政策の企画立案及び実施に反映させることができるとともに、目標と実績の全体像が国民に分かりやすく示されることにより、外部からのチェックが適切に働くことが期待される。農林水産省においては、当省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で政策分野ごとに評価を行うものとする。

また、評価を効率的かつ柔軟に実施するため、あらかじめ設定した目標の達成度合いに関して毎年度実績の測定を行う一方、総括的な評価については、業務量・緊急性等を勘案しつつ一定期間経過後に行う。

- (3) 総合評価については、特定の課題を設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行うものである。農林水産省においては、引き続き、政策評価として評価手法の開発等を行いつつ、適切なタイミングで総合的な評価の実施に取り組むこととする。

- (4) 事業評価のうち公共事業及び研究開発の事業評価については、個々の事業の採否の決定や見直し等に資するものである。これら公共事業等については、特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、農林水産省においては、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとする。

規制の事業評価については、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担の評価を行うものである。農林水産省においては、規制の質を向上させることや国民への説明責任を果たすことに資するよう、積極的に取り組むものとする。

租税特別措置等の事業評価については、租税特別措置等の透明化及びその適時適切な見直しに資するものであり、国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、農林水産省内における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられるよう積極的に取り組むものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

農林水産省政策評価においては、必要性、効率性又は有効性の観点を中心に、必要に応じて公平性又は優先性の観点から評価を行うことを基本として、政策の特性、評価方式等に応じて適切な観点を選択する。なお、第2で述べた各評価方式について、おおむね、以下の観点を基本に評価を行う。

① 実績評価

実績評価においては、あらかじめ設定した政策効果に着目した達成すべき目標の達成度合いを定期的に測定するものであることから、必要性、有効性の観点からの評価を中心に行うとともに、有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因の分析を行う。政策分野の特性等に応じて、効率性等の観点からの評価も行う。

② 総合評価

総合評価においては、重要課題について様々な角度から掘り下げて分析するものであり、評価の目的が課題ごとに異なることから、課題の特性に応じ、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

③ 事業評価

事業評価については、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるか、目標に対する達成見込みは十分か、費用負担が公平か、他の政策より優先して実施されるべきかなど、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を中心に評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、EBPMの観点も十分踏まえつつ、統計等データの活用により、定量的に把握することを基本とする。他方、定量的な把握が困難である場合には、定性的に把握する手法を用いることとするが、可能な限り客観的な情報・データや事実を活用するものとする。なお、政策効果の把握に関する手法は、未だ十分に確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれずに実施するとともに、改善に努める。

また、評価の過程で使用した情報・データ等については、国民からの検証可能性を確保するため、適切に保存するとともに、その概要又はその所在に関する情報を明らかにする。

なお、補助事業等事業実施主体が国でない政策については、国が評価を行うに当たり、政策効果の把握について事業実施主体等の協力を得る必要がある。その場合、必要な情報・データ等の収集・報告の方法等を一連の事業実施手続に組み込むなど、効率的・効果的な把握に努めるとともに、関係者の理解が得られる範囲内で適切な把握に努めるものとする。

1 実績評価における政策効果の把握

実績評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく基本計画その他農林水産行政の基本となる計画等の進捗状況を見ることを旨とする。すなわち、政策評価体系を明らかにした上で、政策分野ごとに目指すべき姿と目標を設定し、それらの目標に照らした政策効果の把握を行うことを基本とする。
- (2) 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされるのか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を基本とする。
しかしながら、政策によっては、
 - ① そもそも定量的な目標になじまないもの
 - ② 上位目標であるアウトカムを達成するために、中間的な目標が存在するものやアウトカムの把握に時間を要するもの
 - ③ 定量的なアウトカムの目標は存在するものの外部要因による影響が大きく、その目標では当該分野の政策の有効性等を評価するのに適当と考えられないものがある。このため、政策の特性に照らして適切かつ効果的な評価を行うために必要な場合には、定性的な目標設定、アウトカムを補完する目標設定、政策の実施によりどれだけのサービス等を提供するのか（アウトプット）に着目した目標設定等を行うことができる。
- (3) 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策のうち当省関係の政策で数値目標など達成目標が掲げられた政策については、当該政策と実績評価における政策分野や目標等との関係を適切に示すとともに、その手段を提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことに留意する。
- (4) 政策効果の把握に当たっては、要因の分析を十分に行うため、目標値以外の関連情報の収集にも努める。

2 総合評価における政策効果の把握

総合評価については、課題ごとに評価の目的や評価の対象とする政策の特性が異なることから、定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行うものとする。

3 公共事業の事業評価における政策効果の把握

公共事業の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握す

ることを原則とする。

- (2) 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。
- (3) 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

4 研究開発の事業評価における政策効果の把握

研究開発の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、研究開発課題決定の適正な実施に資する観点から、研究開発課題決定前の段階において、研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画、実施体制等の妥当性について把握する。
- (2) 期中の評価については、研究開発課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握する。
- (3) 終了時の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発の在り方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、効果を把握する。

5 規制の事業評価における政策効果の把握

規制の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、規制の新設又は改廃の可否、規制の具体的内容やその程度についての検討に資する観点から、規制の新設又は改廃前の段階において、規制の目的、内容、必要性等について把握する。その際、費用及び便益の分析については定量的に把握することを原則とする。
- (2) 事後の評価については、規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や便益）が、事前評価での想定と実際の間にどれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由について把握する。

6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握

租税特別措置等の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適正な判断に資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。
- (2) 事後の評価については、既存の租税特別措置等の適時適切な見直しに資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。

第5 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施に当たっては、農林水産大臣、副大臣、大臣政務官の指示の下、大臣官房政策立案総括審議官が農林水産省政策評価を総括整理し、大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）は、政策評価総括組織としてその事務をつかさどるものとする。

また、各局庁の政策評価担当課は、各局庁の政策評価に関する事務の総合調整を行うものとする。

政策評估組織

政策評価総括組織	
大臣官房	広報評価課
各局庁の政策評価担当課	
大臣官房	政策課（命を受けて農林水産省組織令第１８条第２号から第５号までに規定する事務を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制） デジタル戦略グループ（命を受けて政策課の所掌に係る事務のうち、農林水産省組織令第１８条第１号（デジタル技術を活用した政策の戦略的な推進に係るものに限る。）に掲げる事務並びに広報評価課の所掌に係る事務のうち、農林水産省組織令第１９条第３号（情報分析室の所掌に属するものを除く。）及び第５号に掲げる事項に関する事務（デジタル戦略）を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制） 地方課災害総合対策室 環境バイオマス政策課 新事業・食品産業政策課 統計企画管理官 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 研究企画課 企画課 企画課
（新事業・食品産業部）	
（統計部）	
消費・安全局	
輸出・国際局	
農産局	
畜産局	
経営局	
農村振興局	
農林水産技術会議事務局	
林野庁	
水産庁	

1 実績評価

(1) 評価実施主体

実績評価は、広報評価課の総括の下、各政策分野を担当する政策評価担当課が実施する。

(2) 目標及び政策手段の設定

ア 広報評価課は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類し、各局庁の政策評価担当課と調整の上、政策分野を定める。

イ 政策評価担当課は、当該政策分野に関係する課と調整の上、事前分析表を作成し、広報評価課に提出する。事前分析表の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。事前分析表においては、食料・農業・農村基本計画等の上位計画に則し、政策分野の目指すべき姿、目指すべき姿に則した目標、目標を実現するために講じられる予算事業や法制度等の政策手段等を明らかにする。また、政策評価担当課が事前分析表を作成するに当たっては、次の観点に留意する。

- ① 設定された目標及び目標値が政策分野の目指すべき姿に照らして妥当か
- ② 政策手段について、目標と政策手段との関係が適切か、関係する政策分野相互の整合性がとれているか等

ウ 広報評価課は、イにより提出された事前分析表について、次の観点から審査する。

- ① 食料・農業・農村基本計画等の上位計画に則しているか
- ② 国民生活、社会経済、農林水産業等又は農山漁村に対する成果（アウトカム）を具体的に表しているか
- ③ 国民に分かりやすいものとなっているか
- ④ 農林水産省における政策分野相互の整合性がとれているか等

エ 広報評価課は、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「意見公募手続」という。）に付した上で、ウにより審査した事前分析表を、農林水産省としての決定手続を経た上で公表する。

(3) 評価の実施

ア 毎年度の評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

イ 政策評価担当課は、当該政策分野に関係する課と調整の上、政策評価書案、参考資料及び政策手段一覧を作成し、広報評価課に提出する。評価書の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。また、政策評価担当課が政策評価書を作成するに当たっては、実績値の把握方法が妥当かどうか、目標値に対する政策手段の有効性等要因の分析が妥当かどうか、改善・見直しの方向が妥当かどうか等に留意する。

ウ 広報評価課は、イにより提出された評価書案について、客観性が確保されているか、評価結果が妥当かどうか等を審査する。

エ 測定指標単位の目標の達成度合い及び政策分野単位の目標の達成度合いの判定等の評価方法は、実施計画において示すこととする。

オ 広報評価課は、必要に応じ、意見公募手続に付した上で、ウにより審査した評価書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で、8月末を目途に公表する。

2 総合評価

(1) 評価実施主体

総合評価は、広報評価課の総括の下、課題に応じて適切な実施体制を整備して行う。

(2) 評価の実施

ア 毎年度の評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

イ 各課題の総合評価を担当する部局は、課題の内容に応じて適切な実施体制を整備することとし、広報評価課と連携しつつ、関係部局と協力して総合評価を実施する。評価の実施に複数年を要する課題にあつては、必要なデータの集計等評価の進捗状況を踏まえつつ、年度ごとの成果を示すことを原則とする。なお、総合評価の評価手法等については十分確立されていないことから、総合評価の実施と並行して、必要に応じ評価手法の開発を行う。その他総合評価の実施に関しては、別に定めるところによる。

ウ 総合評価を担当する部局は、評価結果案を取りまとめ、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。

評価書の公表の時期は、広報評価課と協議して決定するものとする。

3 公共事業の事業評価

(1) 評価実施主体

公共事業の事業評価は、広報評価課の総括の下、各事業ごとに事業を主管する課（以下「事業主管課」という。）が実施する。

(2) 評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては、実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それらの効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

(3) 評価手順の設定

ア 事業主管課は、事業評価に係る要領等を定め、以下の事項と併せ、毎年度、各局庁の政策評価担当課に提出する。ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領等を提出する。また、この際、以下の事項について報告する。

① 事業の評価実施主体

② 当該事業の評価に係る主要な予定及び前年実績

③ 当該年度に事業評価を行う実施地区名等

イ 各局庁の政策評価担当課は、事業評価に関する作業予定について事業主管課と調整を行い、要領等を広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(4) 評価の実施

ア 事業主管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 事業主管課は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

4 研究開発の事業評価

(1) 評価実施主体

研究開発の事業評価は、農林水産技術会議が行う。その際、広報評価課は、政策評価に関する事務を総括し、農林水産技術会議事務局は研究開発の事業評価の庶務を処理する。

(2) 評価手順の設定

ア 農林水産技術会議は、事業評価に係る要領等を定め、農林水産技術会議事務局は、当該要領等を以下の事項と併せ、毎年度、広報評価課に提出する。ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領等を提出する。また、この際、以下の事項について報告する。

- ① 評価対象研究開発の主管課
- ② 研究開発の評価に係る主要な予定及び前年実績
- ③ 当該年度に評価を行う評価対象研究開発

イ 広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(3) 評価の実施

ア 農林水産技術会議事務局は、評価結果案を取りまとめ、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 農林水産技術会議事務局は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

5 規制の事業評価

(1) 評価実施主体

規制の事業評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに該当する法律又は政令を所管する課（以下「法令所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、大臣官房文書課（以下「文書課」という。）と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに行う。なお、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位（ユニット）で評価を行う。また、当該政策が、政策評価法上の事前評価を義務付けられる規制に該当するか否かについては、法令所管課が判断するものとする。

事後評価は、事前評価の単位により実施する。

(3) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、法令所管課と調整の上、定める。

(4) 評価の実施

ア 法令所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性及び評価の客観性を確保する観点から審査を行った上で文書課に回送し、文書課は、規制の新設・改廃の法令上の妥当性を確保する観点から審査を行う。

イ 法令所管課は、文書課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、事前評価書の公表の時期は、法律案については閣議決定まで、政令案については意見公募手続までとする。ただし、緊急事態への対処等の事由がある場合には、この限りでない。

事後評価書の公表の時期は、広報評価課と協議して決定するものとする。

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価実施主体

租税特別措置等の事業評価は、租税特別措置等を所管する課（以下「租税特別措置等所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、経営局総務課と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等ごととし、事後評価は、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

(3) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、経営局総務課と調整の上、定める。

(4) 評価の実施

- ア 租税特別措置等所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。
- イ 広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から審査を行う。
- ウ 租税特別措置等所管課は、経営局総務課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時までとする。ただし、税制改正要望の段階で要望の内容を具体化することが困難な場合を除く。

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省は、事前評価として、公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

1 公共事業の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。

なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、公共事業の事業評価の対象としない。このことについては、公共事業の事後評価においても同様とする。

(2) 実施時期

新たに事業を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

- ア 以下の事項等につき、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。
 - ① 事業の必要性
 - ② 事業の効率性（費用対効果）
 - ③ 事業の有効性
 - ④ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

イ 費用対効果分析その他の手法により、政策効果を定量的に測定・把握するに当たっては、特に以下の事項に留意し、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

なお、このことについては、公共事業の事後評価においても適用する。

- ① 費用対効果分析の結果は、計測された効果と費用の比をもって表示する。
- ② 効果は、可能な限り貨幣化する。
- ③ 効果の算定に当たっては、一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、同一の効果についての重複計測は、排除する。
- ④ 費用及び効果の発生時期の相違を踏まえた現在価値化を行う。
- ⑤ 評価の対象期間は、事業の整備対象施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して設定する。

ウ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性を検証し、その知見を以後の事前評価にフィードバックする。なお、評価手法の改善に当たっては、第8で定める技術検討会等を活用する。

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題、国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題及び産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度（以下「研究制度」という。）のうち、総事業費10億円以上のものを対象とする。

(2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

以下の事項等につき、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入される研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の妥当性・達成可能性
- ⑤ 研究成果の取扱い

3 規制の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策を対象とする。

（２）実施時期

原則として、規制の新設又は改廃が法律による場合には、法律案の閣議決定の１か月前までに、政令による場合には、意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）の２週間前までに評価を実施する。ただし、緊急事態への対処等の事由がある場合には、この限りでない。

（３）取組方針

規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成19年８月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ費用と便益を可能な限り定量化又は金銭価値化して分析することとする。ただし、定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明することとする。

- ① 規制の目的、内容及び必要性
- ② 直接的な費用の把握
- ③ 直接的な効果（便益）の把握
- ④ 副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑤ 費用と効果（便益）の関係
- ⑥ 代替案との比較
- ⑦ その他の関連事項
- ⑧ 事後評価の実施時期等

4 租税特別措置等の事業評価

（１）評価の対象

租税特別措置等に係る政策のうち、政策評価法第９条及び施行令第３条により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに基本方針Ⅰ４キにより評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とする。

（２）実施時期

租税特別措置等の新設、拡充又は延長に係る税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時までに評価を実施する。

（３）取組方針

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年５月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等他の政策手段と比しての相当性

第7 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、事後評価として、実績評価、総合評価並びに公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

また、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業についても、事後評価を実施する。

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、政策評価法第7条第2項第3号に区分される評価として、適切に実施する。

1 実績評価

（1）評価の対象

実績評価の対象は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類し、実施計画において示すこととする。

（2）取組方針

- ア 農林水産省の使命、政策目標が、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及びこれらに基づく基本計画により与えられていることにかんがみ、これら基本法・基本計画の進捗状況を見ることを旨とし、これらに基づいた目標の設定等を行う。
- イ 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた政策評価を行うことを旨とする。
- ウ 全ての政策分野について、PDCAのサイクルを徹底することとし、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。
- エ 職員の意識改革をより効果的に図るため、自己評価を基本とし、第三者等の意見を聴くことにより客観性の確保等を図る。また、資料等の公開を積極的に行うことにより、透明性を確保する。
- オ 評価結果については、単に数値の高低のみに拘泥することなく、より有効な改善・見直しの方向の提示に資する観点から、十分な要因の分析を行う。また、評価結果を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど、行政事業レビューとの連携を図る。

2 総合評価

総合評価の対象は、主として次に掲げる基準等に基づき選定し、実施計画において示すこととする。

- ① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの
- ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの
- ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの

- ④ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの
- ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
- ⑥ 政策評価体系上の政策分野のうち、政策効果の発現に一定の期間を要するもの又は複数の政策分野にまたがるもの

3 公共事業の事業評価

事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、実施計画において示すこととする。

イ 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

ウ 取組方針

事前評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の事項等について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 関連事業の進捗状況
- ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥ 事業コスト縮減等の可能性
- ⑦ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）

(2) 完了後の評価

ア 評価の対象

原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とし、実施計画において示すこととする。ただし、完了後の評価については政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。

イ 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

ウ 取組方針

事前評価及び期中の評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の事項等について点検し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業効果の発現状況
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

4 研究開発の事業評価

事後評価として、期中の評価及び終了時の評価を実施する。

（1）期中の評価

ア 評価の対象

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題、国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題及び研究制度のうち、未着手及び未了のものを対象とし、実施計画において示すこととする。

イ 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の研究開発課題及び研究制度にあつては、当該事業の決定から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の研究開発課題及び研究制度にあつては、当該事業の決定から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる研究開発課題及び研究制度が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

ウ 取組方針

期中の評価に当たっては、以下の事項等について点検し、プロジェクト研究等の成果、課題全体の構成及び課題内容等について評価し、当該プロジェクト研究等の各課題の継続の方針を決定する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した（する）研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の達成度、今後の達成可能性

⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

（２）終了時の評価

ア 評価の対象

以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とし、実施計画において示すこととする。

- ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題
- ② 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題
- ③ 研究制度

イ 実施時期

アの①及び③については終了年度の前年度、アの②については終了年度に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

ウ 取組方針

終了時の評価に当たっては、以下の事項等について点検し、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究開発課題及び研究制度について検証する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の達成度・今後の達成可能性
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

５ 規制の事業評価

（１）評価の対象

事前評価を実施した規制の新設又は改廃に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

（２）実施時期

事前評価において示した事後評価の実施時期等を踏まえ、評価を実施する。

（３）取組方針

規制ガイドラインを踏まえ、以下の事項等について取りまとめを行う。

- ① 事前評価時の想定との比較
- ② 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握
- ③ 考察

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価の対象

基本方針 I 5 カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

(2) 実施時期

基本方針 I 5 カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、3年から5年に1回の頻度で定期的に評価を実施する。なお、これらの回数には、事前評価を含むものとする。

(3) 取組方針

租特ガイドラインを踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等他の政策手段と比しての相当性

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 政策評価法第3条第2項第2号により、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験を有する者の知見を活用するための農林水産省政策評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、必要に応じて開催するものとする。
- 2 第三者委員会は、農林水産大臣が委嘱した委員により構成する。
- 3 農林水産省各局庁の長及び地方支分部局の長は、技術的・専門的な知見が必要な場合、1の第三者委員会に代えて、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、第三者から成る技術検討会又は次のような方法により、第三者等の知見の活用を図ることができる。
 - ① 学識経験者等からの意見聴取
 - ② 学識経験者等により構成される研究会等の開催
 - ③ 外部研究機関等の活用
- 4 3の技術検討会は、各局庁の長及び地方支分部局の長が開催する。
- 5 第三者委員会等の構成及び運営等に関し必要な事項については、別紙2のとおりとする。

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

個別の政策を所管する課等、政策評価担当課及び調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する農林水産省全体の調整を担当する課をいう。以下同じ。）は、政策評価の結果を政策の企画立案（予算要求、組織・定員要求、法令等による制度の新設又は改廃、各種計画の策定等）及び実施に適切に反映するものとする。

政策評価の結果の政策への反映に当たっては、概算要求、税制改正要望等、政策決定に関するスケジュールに配慮し、適切なタイミングで行うものとする。

- 1 実績評価にあつては各政策分野を担当する政策評価担当課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事業評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価結果反映状況案を作成し、広報評価課に提出する。
- 2 広報評価課は、政策評価結果反映状況案について、評価結果が政策に反映されているかを審査し、農林水産省としての決定手続を経た上で公表する。広報評価課長は、必要に応じて調整部局、各局庁の政策評価担当課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。
- 3 公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究開発課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。
- 4 また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にはできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には広報評価課と調整部局が合同ヒアリングを行うなど、関係部局の連携を強化する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- 1 政策評価法第10条に規定する評価書の作成及び公表並びに第11条に規定する政策への反映状況の通知及び公表に当たっては、迅速かつ分かりやすく国民に周知するものとする。

- 2 政策評価に関する公表は、農林水産省Webサイトへの掲載、窓口での配布、広報拠点への備え置き、報道発表等、国民が容易に公表内容を入手できる方法で行うものとする。
- 3 評価結果の公表に当たっては、政策評価の透明性や国民からの検証可能性を確保する観点から、第三者委員会の資料及び議事録をはじめとした関連文書、評価の過程で利用した情報・データの概要又はその所在に関する情報、第三者等から聴取した意見とその反映内容も併せて公表する。

第 11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 評価手法の改善等

- (1) 我が国においては、政策評価の評価手法が未だ十分に確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれずに実施し、改善に努めていくものとする。
- (2) 広報評価課は、各局庁の政策評価担当課、事業主管課、農林水産技術会議事務局と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施する。
 - ① 政策目的により合致し政策効果に着目した定量的な目標の設定
 - ② 個々の政策手段ごとの効果の定量的な把握など、政策分野の特性により適した評価手法等の開発
 - ③ 政府全体で行う政策評価との整合性の確保
 - ④ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性の検証を含めた費用対効果分析等の事業評価に係る手法の改善
 - ⑤ 研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間を経過したものについて、そのもたらす波及効果を把握するなどによる研究開発の評価手法の改善
その際、農林水産政策研究所は、大臣官房政策課及び広報評価課と連携し、政策評価に関する調査研究について積極的に取り組むものとする。
また、評価手法等の改善を検討するに当たっては、国民の意見を踏まえるほか、第三者委員会等を活用する。

2 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、広報評価課に置くものとし、文書によるほか、農林水産省Webサイトにおいても常時受け付ける。

また、寄せられた意見・要望については、必要な措置を講ずるとともに、その結果を、農林水産省Webサイト上において公表する。

お問合せ先

農林水産省大臣官房広報評価課評価班

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1－2－1

代表：03-3502-8111（内 3256）

ダイヤルイン：03-3502-5523

F A X：03-6744-1526

御意見・御要望の窓口：<https://www.contactus.maff.go.jp/voice/sogo.html>

3 その他の事項

- （１）政策評価を効率的・効果的に機能させていくため、政策評価を担当する職員の人材の確保と評価能力の向上に積極的に取り組む。

また、政策評価の積極的な推進により無駄の削減にも貢献していくことを機会を捉えて周知し、職員の意識の向上に努める。

- （２）この基本計画に定めるもののほか、具体的な評価対象の選定など毎年の評価の実施の詳細については、別に定める。

また、公共事業又は研究開発について、評価手法、評価の実施手順等を総括的に定める必要がある場合は、評価に係る要領等を定めることとし、その策定手続については、第５の３の公共事業の事業評価及び４の研究開発の事業評価に関する規定を準用する。

公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の公表時期

	公共事業	研究開発
事前評価	原則として、事業を採択する時とする。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。	原則として、研究開発課題を採択する時とする。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。
期中の評価	原則として、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外の事業については3月末とする。	原則として、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外の研究開発課題及び研究制度については3月末とする。
完了後の評価 (終了時の評価)	原則として、国及び独立行政法人が事業実施主体となる事業については8月末とし、これ以外が事業実施主体となる事業については3月末とする。	原則として、3月末とする。

農林水産省政策評価第三者委員会等について

第 1 委員構成

- 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づいて、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、評価する政策の企画立案に関与した者以外の第三者である農林水産業関係者、政策評価関係者、消費者、産業界関係者、マスコミ関係者、公認会計士及び弁護士等から選任する10名以内の委員により構成する。
- 2 委員からの要請により参考人を招致することができる。

第 2 委員の任期及び選任の基本原則

- 1 委員は、非常勤とする。
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも 50%程度選任する。
- 4 経済・社会全般や食料・農業・農村、林野、水産等の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 5 原則として、委員に占める女性の比率を 40%以上とする。
- 6 委嘱時において、70 歳以上の者は選任しない。
- 7 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 8 国又は都道府県その他の関係行政機関に属する者は選任しない。
- 9 評価する政策を調査審議した食料・農業・農村政策審議会、林政審議会及び水産政策審議会の委員は選任しない。
- 10 委嘱時において、3 を超える審議会等（国家行政組織法第 8 条並びに内閣府設置法第 37 条及び第 54 条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は選任しない。
- 11 委員が任期中に 8 から 10 までのいずれかの規定により委員に選任できない者に該当するに至ったときは、その委員を解任する。

第 3 運営

- 1 農林水産省政策評価第三者委員会の事務は、広報評価課が行う。
- 2 会議は、公開とする。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、この限りでない。
- 3 会議の資料は、会議終了後、農林水産省 Web サイト等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該決定・公表の後とする。

- 4 会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、農林水産省Webサイト等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該決定・公表の後とする。
- 5 2から4までの規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害し、又は害するおそれのある場合、企業秘密に触れ、又は触れるおそれがある場合等は、委員の了承を得た上で会議を非公開とし、及び会議資料を非公表とすることができる。

第4 技術検討会

- 1 各局庁の長及び地方支分部局の長は、政策評価に当たり技術的・専門的な知見が必要な場合、第三者から成る技術検討会を事務的に開催することができる。
- 2 委員の選任に当たっては、技術的・専門的な知見を有する者が多くないことが想定されることから、第2の規定を基本としつつ、学識経験者、公認会計士等から6名以内の委員を選任するよう努める。
- 3 技術検討会の運営に当たっては、第3の2から5までの規定を準用する。
- 4 各局庁の長及び地方支分部局の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して技術検討会の開催及び運営を行うことができる。
- 5 農林水産省政策評価第三者委員会の委員は、技術検討会に参加することができる。
- 6 技術検討会の委員及び運営の詳細については、各局庁の長及び地方支分部局の長が別に定めるものとする。

農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成 28 年 3 月 22 日 農林水産技術会議決定)

第 1 趣旨

農林水産技術会議では、平成 27 年 3 月に「農林水産研究基本計画」を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標及びそれを実現するための推進施策を示した。今後、本計画に沿って、行政のニーズに応え、成果が普及に及ぶ研究を促進する取組を強化するとともに、我が国の農林水産業の競争力強化に向けて、研究成果を着実に現場で普及・実用化するため、各種の研究開発評価を着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

また、平成 24 年 12 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」が策定されるとともに、平成 27 年 3 月には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき新たな「農林水産省政策評価基本計画（農林水産大臣決定）」が定められた。

これらを踏まえた上で、農林水産省における研究開発評価の一層の充実と効率化を図るため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 23 年 1 月 27 日農林水産技術会議決定）を改定する。

第 2 評価等の種類と評価実施体制

1 評価等の種類

農林水産省における研究開発に関して、以下の評価等を実施するものとする。

ア 農林水産研究基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）の検証・評価

イ 研究制度評価

ウ 研究課題評価

（ア）委託プロジェクト研究課題評価

（イ）競争的研究資金制度等の研究課題評価

エ 追跡調査・検証

2 評価等の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とし、研究基本計画の検証及び追跡調査・検証の実施主体は農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）とする。

3 評価実施体制

① 研究開発評価を効果的に行うため、技術会議の専門委員によって構成される評価専門委員会を開催する。

② 評価専門委員会を構成する専門委員は、評価対象となる研究基本計画、研究制度又は委託プロジェクト研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）から選任するものとする。この場合、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の有識者を積極的に選任するものとする。

③ 専門委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- ④ 評価専門委員会は、研究開発評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究基本計画の評価、研究制度評価及び委託プロジェクト研究課題評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- ⑤ 競争的研究資金制度等の研究課題評価の円滑な実施を図るため、外部専門家等によって構成される研究課題評価分科会を開催する。この場合、研究課題評価分科会を構成する外部専門家等は、評価する研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない者から選任するものとする。
- ⑥ 評価専門委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局研究企画課、研究課題評価分科会の庶務は、該当する研究制度の担当課において行う。

第3 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証・評価の趣旨

農林水産省の研究開発の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、研究基本計画の検証・評価を実施する。

2 検証・評価の対象

検証・評価の対象は、研究基本計画の「第1 農林水産研究の推進に関する施策の基本的な方針」に位置づけられた研究施策及び「第2 農林水産研究の重点目標」に位置づけられた研究開発とする。

3 検証・評価の時期

毎年度、研究基本計画の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な検証・評価を実施する。

4 検証・評価の方法

(1) 研究基本計画の進捗状況の把握

- ① 事務局は、毎年度、当該年度に実施した研究施策の取組実績・成果について、研究基本計画の内容に沿って取りまとめる。
- ② 事務局は、毎年度、農林水産研究開発の実施状況を研究基本計画の重点目標に沿って整理し、重点目標の達成に向けた研究開発の進捗状況を取りまとめる。

(2) 研究基本計画の検証・評価

- ① 事務局は、各年度に行った(1)の取りまとめの内容を踏まえ、概ね5年目に今後の研究開発の改善方向及び研究施策の推進方向を取りまとめ、これを検証結果とする。
- ② ①の検証結果を踏まえ、事務局は必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて定めた評価項目及び評価基準に従い評価を実施する。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で、評価専門委員会の評価として技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は③の報告を踏まえて評価を実施するとともに、研究基本計画の見直し、予算の配分等所要の措置を行う。

第4 研究制度評価

1 評価の趣旨

産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進し、その成果の普及・実用化を促進するため、研究制度の評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。ただし、当省所管の国立研究開発法人が運営費交付金により自ら実施し又は運営管理する研究制度については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づいて評価が実施されるものであり、本指針による評価の対象としない。

3 評価の時期

- ① 評価結果が研究制度の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該研究制度の終了後、後継の研究制度を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 研究制度の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 研究制度の開始前（事前評価）

ウ 研究制度が終了する年度の前年度（終了時評価）

- ② また、5年以上継続している研究制度については、概ね5年ごとに中間評価を実施する。

なお、中間評価については、研究制度の特性や運営状況から必要な場合には、これ以外の時期にも実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる研究制度ごとに、それぞれ当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、研究制度の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するものとする。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価を実施し、技術会議に報告する。この際、研究制度の目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究制度の見直し又は中止、運用の改善、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究制度の終了時評価の内容が、当該研究制度の後継の研究制度が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第5 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の趣旨

委託プロジェクト研究課題の効率的かつ効果的な企画及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、民間団体等に委託して実施する委託プロジェクト研究課題とする。

3 評価の時期

- ① 評価結果が、研究課題の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該委託プロジェクト研究課題の終了後、その成果の普及・実用化に向けた研究開発や実証等の施策を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 委託プロジェクト研究課題の開始前（事前評価）

ウ 委託プロジェクト研究課題が終了する年度の前年度（終了時評価）

- ② また、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題については、原則として、委託プロジェクト研究課題を開始した翌年度に中間評価を実施する。その後は、2～4年ごとに中間評価を実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局（行政部局が専ら委託プロジェクト研究課題を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる委託プロジェクト研究課題ごとに、それぞれ当該研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究課題の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い、評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、委託プロジェクト研究課題の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するとともに、研究成果の普及・実用化の道筋も含めた研究実施期間中の各年次における到達目標を明らかにしたロードマップを作成するものとする。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価し、技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取

を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、委託プロジェクト研究課題及びその研究計画の見直し又は中止、委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、委託プロジェクト研究課題の終了時評価の内容が、当該委託プロジェクト研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第6 競争的研究資金制度等の研究課題評価

1 評価の趣旨

競争的研究資金制度等の研究課題の効率的かつ効果的な採択及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、競争的研究資金制度等により実施する研究課題とする。

3 評価の時期

原則として、研究課題の採択のために行う事前評価及び研究終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上の研究期間を有する研究課題については、原則として2～4年ごとに中間評価を実施するものとする。

なお、優れた成果が期待され、かつ研究の発展が見込まれる研究課題については、切れ目なく研究が継続できるように、評価の時期に配慮するものとする。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価に当たっては研究制度ごとに研究課題評価分科会を開催する。
- ③ 研究課題評価分科会は、①の評価項目及び評価基準に基づき評価し、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、研究課題評価分科会は、当該研究課題の実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。
- ④ 技術会議は、研究課題評価分科会の評価を技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究課題・研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究終了時に行う事後評価の内容が、当該研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第7 追跡調査・検証

1 調査・検証の趣旨

農林水産研究が社会・経済に及ぼす効果を把握し、研究開発評価の高度化、研究開発の効果的・効率的な企画及び実施並びに農林水産研究に対する国民の理解の向上等に資するため、研究終了後一定期間経過後の研究成果の普及・活用状況の把握及び分

析を行う追跡調査・検証を実施する。

2 調査・検証の対象

調査・検証の対象は、農林水産省の研究資金（技術会議所管の国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究及び競争的資金等）を活用して行われた研究開発の主要な成果であって、行政部局や民間と連携し、普及・実用化を進めているものとする。

3 調査・検証の時期

調査・検証は、原則として、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過時に実施する。

4 調査・検証方法

① 事務局は2の研究開発を実施した研究機関を対象として、当該研究成果の普及・活用状況に関する調査を実施する。その際、当該成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得ること等により、できるだけ普及・活用状況の数量的把握に努める。

② 事務局は①の調査結果の集約及び分析を行い検証結果とし、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、社会・経済等に及ぼした効果について掘り下げた調査・分析を行うよう努める。また、検証の結果は、今後の研究制度や研究課題の企画・立案、管理及び国民に対する農林水産研究の効果の説明等に活用するものとする。

第8 留意事項

1 政策評価の場合の手続き

政策評価法に基づき農林水産大臣が定める農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、農林水産省政策評価基本計画に定める評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

2 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合、意見交換を行う機会をつくるとともに、評価項目、評価基準等を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、評価者となる外部専門家等の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないよう、明確な任期を設定するものとする。

また、評価の客観性を確保する観点から、評価に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を用いるよう努める。定量的な評価が困難である場合でも、客観的な情報・データ等に基づき評価を行うことに努めるものとする。

3 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、公平・公正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、成果を問うだけでなく挑戦を励ます面も重視する。また、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

4 研究・技術開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、研究開発の段階（基礎、応用、開発）をはじめ、個々の研究・技術開発や研究制度が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。この際、成果に係る評価に当たっては、評価者は、原則として研究目標の達成度合いを判定の基準として評価を行うものとするが、併せて実施したプロセスの妥当性や副次的な成果など次につながる成果を幅広い視野から捉えるよう努める。また、評価専門委員会等においては、第7の追跡調査・検証の成果も踏まえ、必要に応じ過去の評価の妥当性や評価手法の改善に関し審議を行うとともに、事務局は、その成果を評価項目及び評価基準等に適切に反映させるものとする。

5 科学技術コミュニケーション活動等への配慮

事務局は、研究開発の内容や成果を国民に対して分かりやすく説明する活動や科学技術を担う人材の育成等の重要性を踏まえ、これらに配慮して研究課題の評価項目及び評価基準の設定を行うものとする。

6 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化に対応するため、技術会議は評価に当たって、有効と判断される場合には、国際的な水準に照らして評価を行うための指標（ベンチマーク）を検討し評価項目に取り入れる、又は海外で活躍する外部の研究者若しくは海外での活動経験を有する外部専門家等を評価者に登用する取組を進めるものとする。

7 評価結果の活用

評価結果を次の段階の研究開発に切れ目なくつなげるなどの観点から、事務局は、研究開発に係る評価結果を研究機関、研究制度を越えて相互活用するよう取組むものとする。

8 評価に伴う過重な負担の回避

評価に当たっては、研究動向解析システム等のデータベースの活用、既に実施された評価資料の活用及び個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により評価を効率的に行うよう努めるものとする。

第9 評価結果の公表

評価の基礎となったデータ、評価結果及びその理由等、これに基づいて講ずる又は講じた措置並びに評価者名について、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第10 その他

農林水産省における研究開発評価に関しては、農林水産省政策評価基本計画及び本指針に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

研究開発評価実施要領

1 7 農 会 第 1 7 4 0 号
平 成 1 8 年 4 月 1 7 日
最終改正 3 農 会 第 4 6 3 号
令 和 3 年 1 2 月 2 2 日
農林水産技術会議事務局長通知

第 1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成 28 年 3 月 22 日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）第 3 に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第 4 に掲げる研究制度評価、第 5 に掲げる委託プロジェクト研究課題評価、第 7 に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第 2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

- ① 農林水産研究の推進に関する施策の検証に係る取組実績・成果のとりまとめは、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度 3 月末までに実施するものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証に係る研究開発の進捗状況のとりまとめは、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度 10 月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

（1）農林水産研究の推進に関する施策の検証

農林水産研究の推進に関する施策の検証は、研究企画課の総括の下、施策の担当課、研究統括官、研究開発官等が行う。

（2）農林水産研究の重点目標の検証

- ① 評価指針第 3 の 4 の（1）の②に基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発を中心に実施する。この際、農林水産省の研究資金によらない研究開発についても、農林水産研究の重点目標に関するものについては、できる限り進捗状況の把握に努めるものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証は、研究企画課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究統括官、研究開発官等が行うものとする。

第 3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新規に又は見直した上で継続しようとする部分とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 予算の単なる大きくくり化によるもの

イ 当該研究制度の開始時の計画等に即して実施規模が拡大することに伴い経費が増加するものであって、研究制度の内容の変更を伴わないもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究制度の内容の企画を行う場合

- ② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、(1) ①ウに該当する制度、プレ評価を受けた新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直した上で継続しようとする部分であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

- ② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上継続している研究制度とする。

- ② 評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、原則として、研究制度の開始又は前回の中間評価から5年度目の年度末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、終了することが確実となった研究制度とする。

- ② 評価は、原則として、当該研究制度が終了する年度の前年度末までに実施する。
なお、2年以内の短期間の研究制度の場合は、当該研究制度が終了した年度の翌年度までに実施する。

2 評価の方法

- ① 研究制度評価は、評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準として別表1-1から1-4を原則に実施するものとする。

- ② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び評価は、研究企画課の総括の下、研究制度の担当課等が実施する。また、事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）による評価及び評価専門委員会による評価の内容は別添1-1から1-4までの様式に沿って記載する。

- ③ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添1-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 委託プロジェクト研究課題開始時の計画において開始が予定されていたもの

イ 予算の単なる大くくり化によるもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究内容の企画を行う場合

- ② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する委託プロジェクト研究課題、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

- ② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、研究を開始した翌年度の末までに実施する。その後は、研究期間に応じて前回の中間評価から2～4年度目の末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

(1) プレ評価

- ① プレ評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-1を原則に実施するものとする。

- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題を担当する研究統括官、研究開発官又は課長等（以下「担当開発官等」という。）が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）からの意見聴取を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ（評価指針第5の4の②に定めるものをいう。以下同じ。）については別添2-1を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-1の様式に沿って記載する。

イ 担当開発官等は、委託プロジェクト研究課題の概要資料の内容及び事務局による評価案について、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、

所要の修正等を行い、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

- ③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-1の様式に沿って記載する。
- ④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 事前評価

- ① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-2を原則に実施するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、原則として、委託プロジェクト研究課題の担当開発官等が、実施するものとする。

担当開発官等は、プレ評価等を踏まえ、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の内容、目標及び研究成果の普及・実用化の道筋等について更に詳細な検討を行った上で、当該委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップについては別添2-2を参考として作成し、評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。

- ③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。
- ④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。
- ⑤ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添3-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

(3) 中間評価

- ① 中間評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-3を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題を構成する個々の研究課題について、ロードマップに基づいて進捗状況等を点検するとともに、研究開始時点からの当該委託プロジェクト研究課題を巡る情勢の変化等を踏まえ、委託プロジェクト研究課題の継続の適否を検討する。また、継続が適当と認められる場合は、更に研究計画や委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し並びに投入される予算の規模及び配分の見直しの要否等を検討し、以後実施する委託プロジェクト研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。
- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、次の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト

研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2－3 を参考として作成することとし、評価案は別添 3－3 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会（研究実施通知第 7 に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。）は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。この際、必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3－3 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

（４）終了時評価

① 終了時評価は、評価指針第 5 の 4 の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表 2－4 を原則に実施するものとする。この際、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。

② 評価指針第 5 の 4 の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2－4 を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添 3－4 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見を取りまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3－4 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第 5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

① 追跡調査・検証の対象は、以下のいずれかに該当する研究成果であって、原則として、成果の公表から 2 年以上 10 年以下のものから選定する。

ア 「農業新技術 200X」（「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成

19 年 10 月 30 日付け 19 農会第 850 号農林水産事務次官依命通知) に基づくもの) として選定された研究成果

イ ア以外の成果であって、行政部局と連携して普及・実用化を進めることとされた研究成果のうち社会・経済に与える影響が大きいと見込まれるもの

- ② 調査・検証は、原則として、対象となる研究成果ごとにそれぞれ当該成果が公表された年度から 2 年後、5 年後及び必要に応じて 10 年後の年度のそれぞれ翌年度 10 月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

- ① 追跡調査・検証は、研究企画課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課、研究統括官及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得て、行うものとする。
- ② 事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置をとり、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第 6 評価結果等の公表

事務局長は、第 2 から第 5 までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮して、非公開とすべきと決定された資料を除き、評価指針第 9 に基づき公表するものとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注 1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち 2 つ以上が不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、妥当性は低い
[総括評価基準]（注 2）		
1 ～ 5 の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の 3 段階で評価を行う。 A：研究制度は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。 B：研究制度は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。 C：研究制度は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注 1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注 2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注１）	評価項目に含まれる事項	評価基準
１．農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
２．国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち２つ以上が不明確であり、必要性は低い
３．研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
４．研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
５．研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のうち２つ以上が不明確であり、妥当性は低い
〔総括評価基準〕（注２） １～５の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の３段階で評価を行う。 Ａ：研究制度は重要であり、内容は適切。 Ｂ：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容の見直しが必要。 Ｃ：研究制度は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注 1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注 2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～5の評価項目のすべてがB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	①事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性 ②引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度 ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標の達成に向けた進捗管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い

		C：①及び②ともに不明確であり、妥当性は低い
[総括評価基準]（注2） 1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S：研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。 A：研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。 B：研究制度の見直しが必要である。 C：研究制度は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究制度の意義	①研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度 ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究制度の目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究制度の目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究制度の目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究制度の目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究制度の目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い

		B：①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり妥当性は低い
[総括評価基準]（注2） 1～4の観点と踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 S：研究制度は予想以上の成果をあげた。 A：研究制度は概ね目的を達成した。 B：研究制度は目的の達成がやや不十分であった。 C：研究制度は目的の達成が不十分であった。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ①1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ②1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。
- ④1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のために十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
[総括評価基準]（注2）		
1～5の観点で踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。		
A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。		
B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。		
C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
[総括評価基準]（注2） 1～5の観点で踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。 A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、内容は適切。 B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、内容の見直しが必要。 C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

①1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

②1～5の評価項目のうち1項目以上がBである場合（①の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性 ②引き続き国が関与して研究を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） ④研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S：①から④のいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から④のいずれも明確であり、妥当性は高い

		B：①から④のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から④のうち3つ以上が不明確であり、妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注4）

1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：委託プロジェクト研究課題は予想以上に進捗し、高く評価できる。

A：委託プロジェクト研究課題は順調に進捗しており、継続することは妥当である。

B：委託プロジェクト研究課題の見直しが必要である。

C：委託プロジェクト研究課題は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究成果の意義	①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い

		B：①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S：①から③のいずれも明確であり、かつ費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から③のいずれも明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注4）

1～4の観点の踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：予想以上の成果をあげた。

A：概ね目的を達成した。

B：目的の達成がやや不十分であった。

C：目的の達成が不十分であった。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

①1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

②1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価個票（プレ評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究制度の重要性・科学的・技術的意義について記載）	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
（国自ら取り組む必要性、他の制度との役割分担から見た必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
（アウトプット目標の明確性、水準の妥当性、達成の可能性について記載）	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
（アウトカム目標、研究成果の活用方法（事業化・実用化を進める仕組み等）の明確性について記載）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
（制度の対象者、進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組み、投入される研究資源の妥当性について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
	順位：〇／〇
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 1 に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う研究制度を選定する観点から、プレ評価対象のすべての研究制度における当該研究制度の優先順位を記載。

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究制度の重要性・科学的・技術的意義について記載）	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
（国自ら取り組む必要性、他の制度との役割分担から見た必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
（アウトプット目標の明確性、水準の妥当性、達成の可能性について記載）	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
（アウトカム目標、研究成果の活用方法（事業化・実用化を進める仕組み等）の明確性について記載）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
（制度の対象者、進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組み、投入される研究資源の妥当性について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 2 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 1－2 に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（５年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	ランク：
（事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性、引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性について記載）	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（中間時の目標に対する達成度、最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載）	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
（アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性について記載）	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
（制度目標の達成に向けた進行管理、研究予算の配分の最適化及び効果的な予算の活用のために実施した具体的な取組内容について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 3 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 1－3 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（終了時評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の最終の到達目標（アウトプット目標）			
①			
②			
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			

（注）研究制度の主な目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ
 [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究制度の意義	ランク：
（研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義について記載）	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（最終の到達目標に対する達成度、今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載）	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
（アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性について記載）	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
（制度目標達成に向けた進行管理、研究予算の配分の最適化及び効果的な予算の活用のために実施した具体的な取組内容について記載）	

- （注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度全体の実績に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 1－4 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

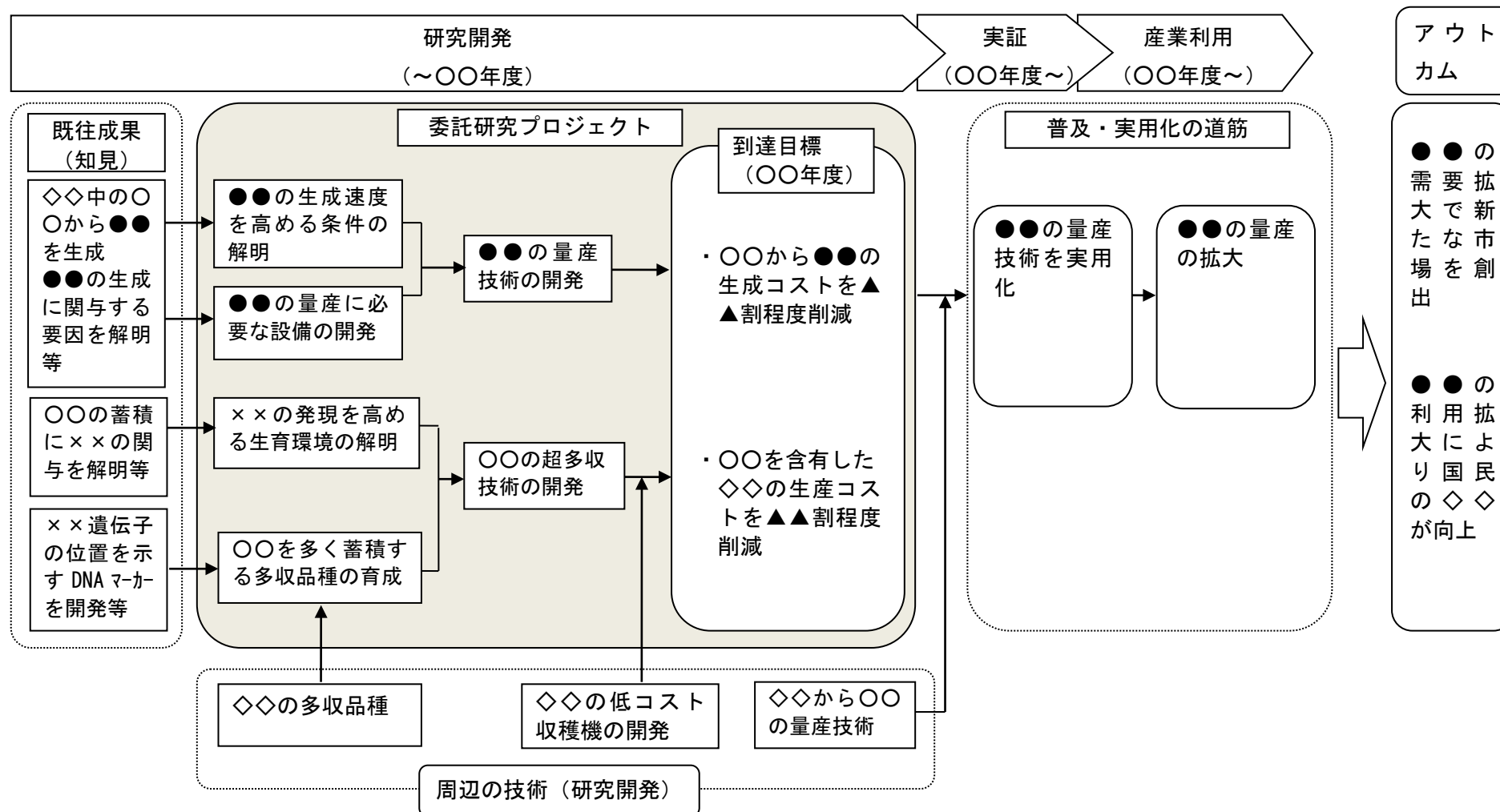
研究制度の概要（更新版）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（〇〇年）			
①			
②			
事前評価以降の主な変更点			

【ロードマップのイメージ（プレ評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、研究成果の普及・実用化の道筋、アウトカムを表す

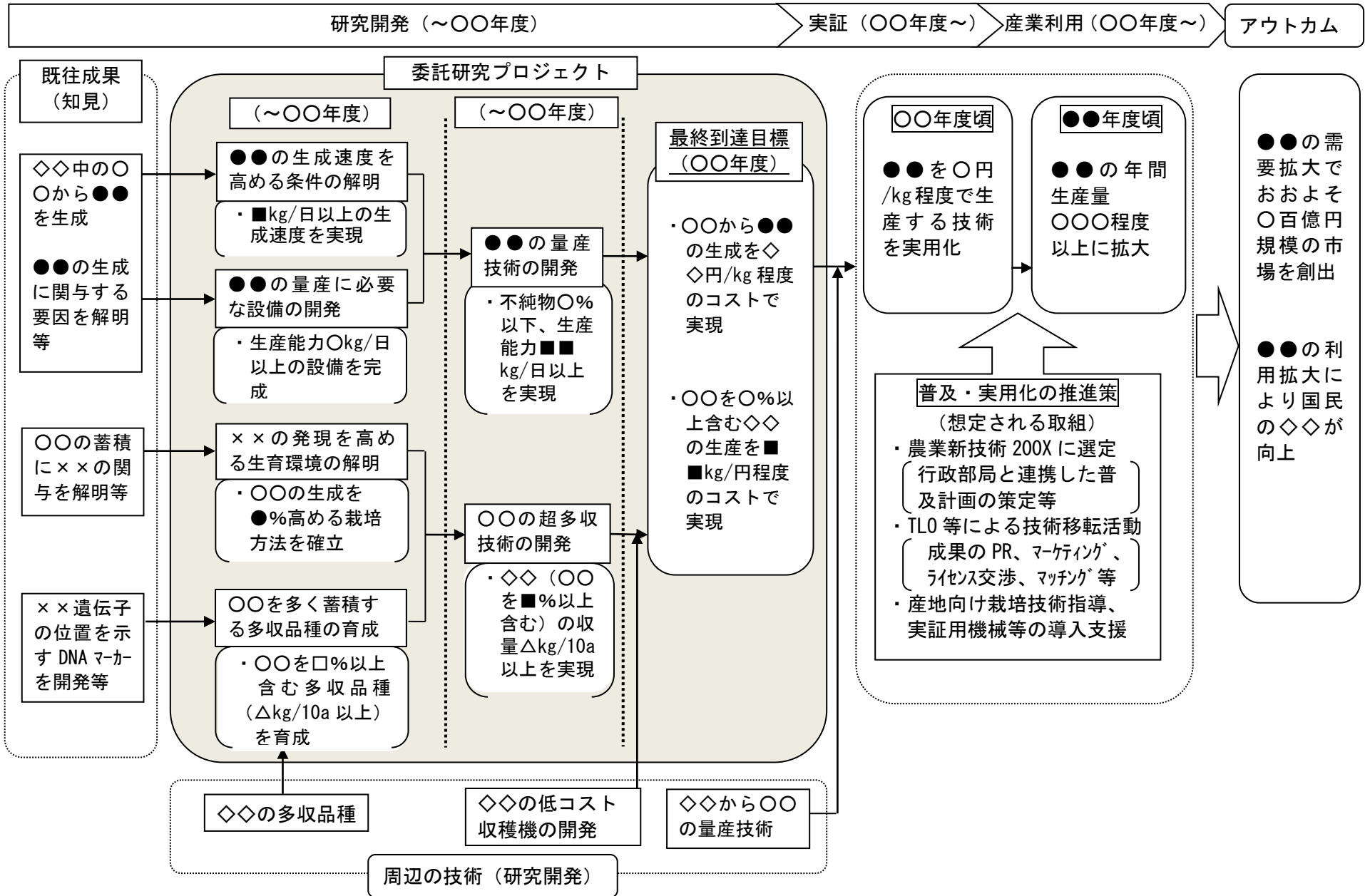
〇〇に必要な◇◇技術の開発（仮称）



【ロードマップのイメージ（事前評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、成果の普及・実用化の道筋と目標、アウトカムを極力数値を用いて表す

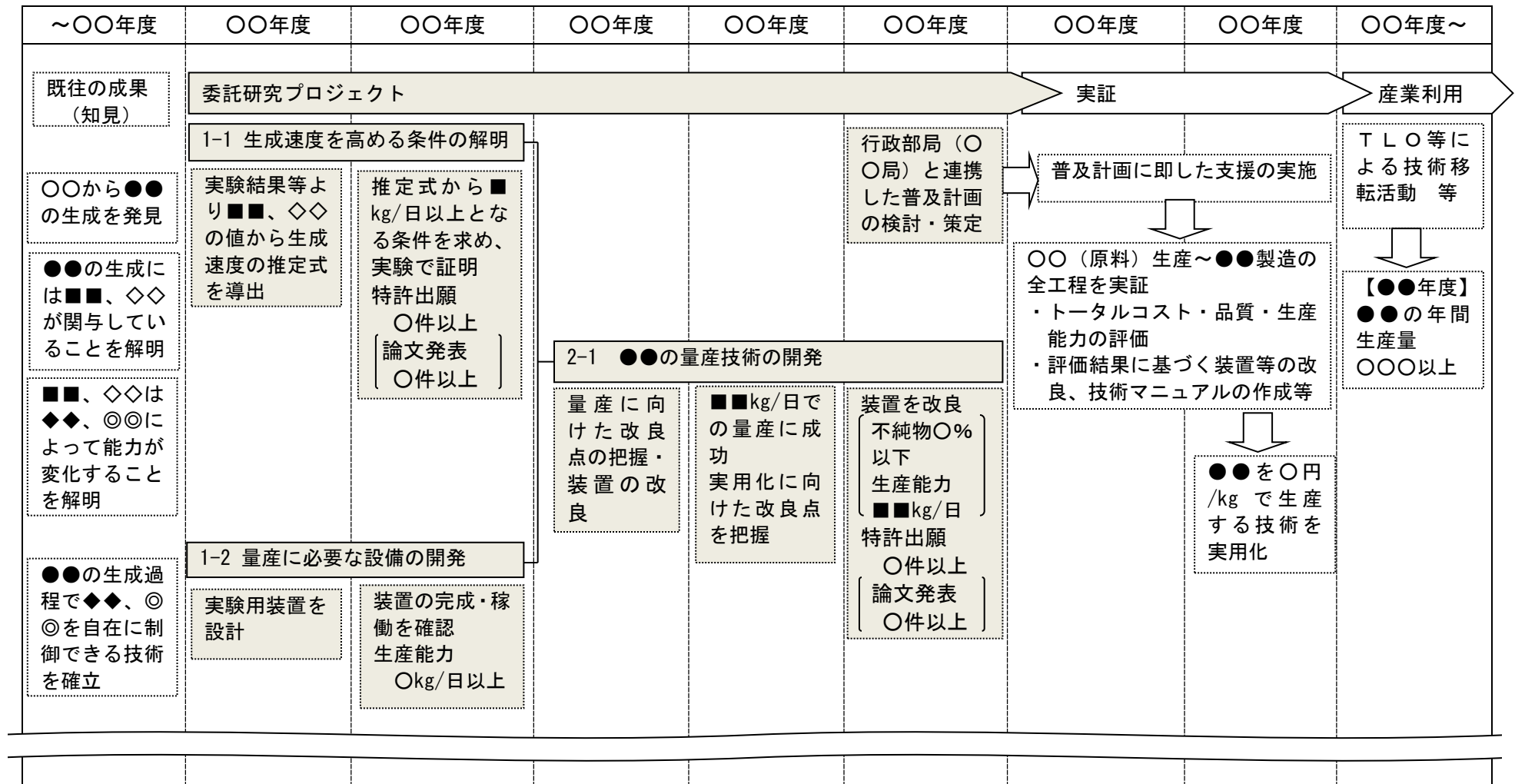
〇〇に必要な◇◇技術の開発



【ロードマップのイメージ（中間評価段階）】

中課題ごとの毎年度（特に中間評価年度）の成果目標、研究成果の普及・実用化の道筋と目標を具体的に示す

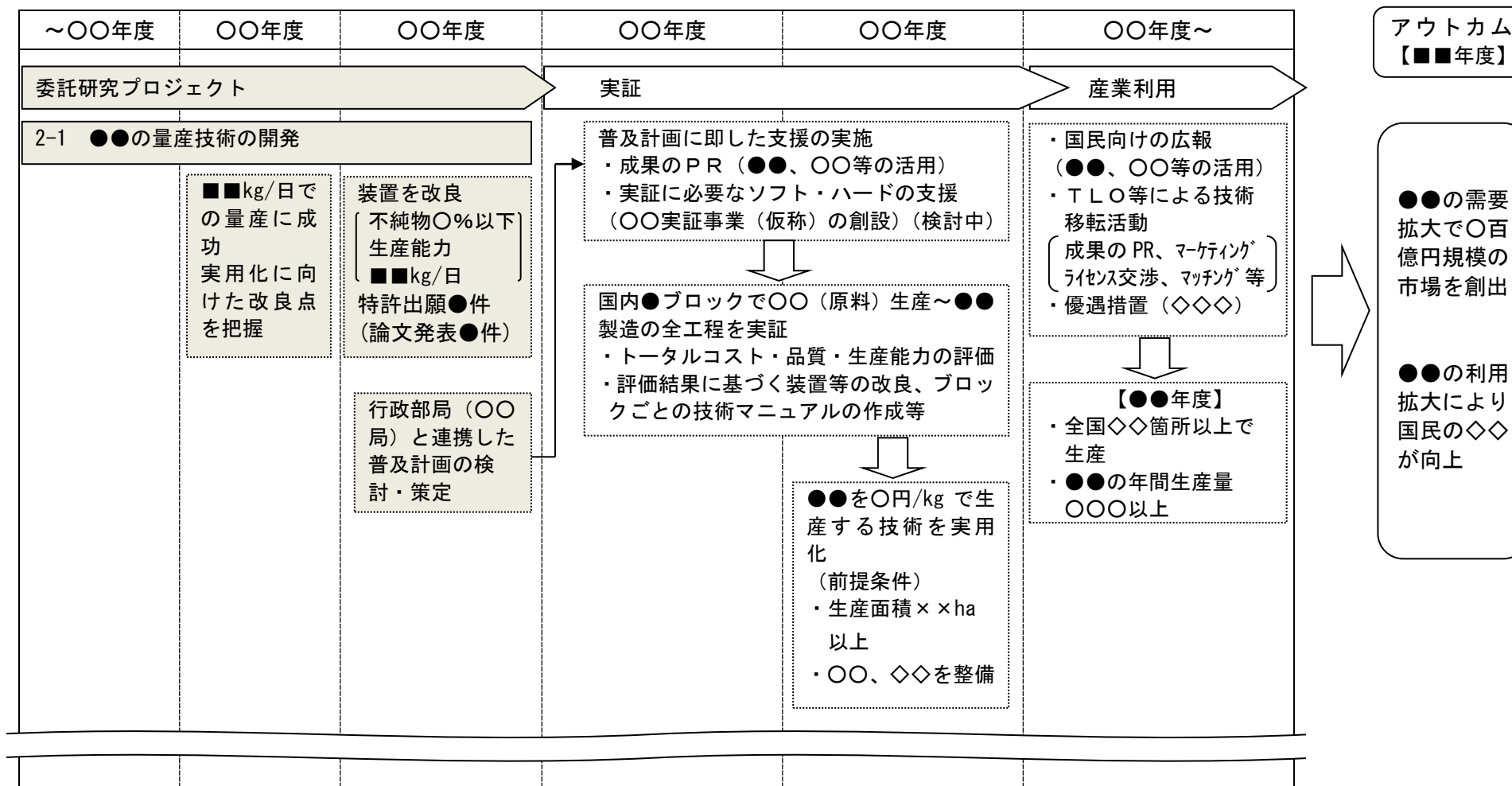
〇〇に必要な◇◇技術の開発



【ロードマップのイメージ（終了時評価段階）】

研究成果の普及・実用化の目標とともに、その対象（ターゲット）、具体的な推進策（メニュー）と取組期間を示す

〇〇に必要な◇◇技術の開発



委託プロジェクト研究課題評価個票（プレ評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の 概要					

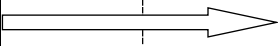
【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性、研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）について記載）	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
（国自ら取り組む必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
（アウトプット目標とその水準の妥当性、達成の可能性について記載）	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
（アウトカム目標と達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性について記載）	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
（投入される研究資源（予算）、課題構成、実施期間、研究推進体制の妥当性について記載）	

- （注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
	順位：○／○
1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2－1 に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う委託プロジェクト研究課題を選定する観点から、プレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題における当該委託プロジェクト研究課題の優先順位を記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（事前評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
					
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（〇〇年）					
①					
②					

（注）研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること

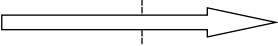
【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性、研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）について記載）	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
（国自ら取り組む必要性、次年度に着手すべき緊急性について記載）	
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
（アウトプット目標の明確性、水準の妥当性、達成の可能性について記載）	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
（アウトカム目標とその測定指標の明確性、研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性について記載）	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
（投入される研究資源（予算）、課題構成、実施期間、研究推進体制の妥当性について記載）	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2－2 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究の実施（概算要求）の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表 2－2 に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（中間評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
					
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（〇〇年）					
①					
②					

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	ランク：
（農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性、引き続き国が関与して研究を推進する必要性について記載）	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（中間時の目標に対する達成度、最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載）	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性と その実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
（アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性、他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度について記載）	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
（研究計画（的確な見直しが行われているか等）、研究推進体制、研究課題（以後実施する研究課題構成が適切か等）、予算配分（研究の進捗状況を踏まえた重点配分等）の妥当性について記載）	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 3 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

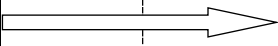
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明

記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 委託プロジェクト研究課題の継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表２－３に定める総括評価基準（Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（終了時評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
					
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
①					
②					
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題としてのアウトカム目標（〇〇年）					
①					
②					

（注） 1 及び 2 の目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ
[] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

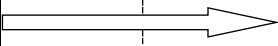
【項目別評価】	
1. 研究成果の意義	ランク：
（研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性について記載）	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
（最終の到達目標に対する達成度、今後の達成可能性とその具体的な根拠について記載）	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性と その実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
（アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性、他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度について記載）	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
（研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）、研究推進体制、予算配分（研究の進捗状況を踏まえた重点配分等）の妥当性について記載）	

- （注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）
の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL 等）を明
記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 委託プロジェクト研究課題全体の実績に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

（注）「ランク」の欄には、本要領の別表 2－4 に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題の概要（更新版）

研究課題名				担当開発官等名							
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）						
研究期間	〇〇～〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）						
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇						
											
研究課題の概要											
						1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
						中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
						①			①		
						②			②		
						2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（〇〇年）					
						①					
						②					
						事前評価以降の主な変更点					

（注）必要に応じてロードマップも修正すること。（研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること。）

農林水産技術会議評価専門委員会 委員名簿

(令和 7 年 2 月 26 日時点)

(◎：座長 ○：座長代理)

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等
いぬぶし かずゆき 犬伏 和之	東京農業大学 応用生物科学部 教授
◎ おおくろ としや 大黒 俊哉	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
さとう たくろう 佐藤 拓郎	株式会社アグリーンハート 代表取締役
たいら ゆうと 平 勇人	株式会社ファームノートデーリィプラットフォーム 代表取締役
とうかいりん そのこ 東海林 園子	オイシックス・ラ・大地株式会社 経営企画本部 グリーン戦略室 室長
とのむら れいこ 外村 玲子	中村合同特許法律事務所 弁護士
○ にしの かずみ 西野 和美	国立大学法人一橋大学 副学長
ふるたに ちえ 古谷 千絵	ジャーナリスト
まゆづみ さよ 黛 佐予	有限会社妙義ナバファーム 取締役
みずおち たかし 水落 隆司	三菱電機株式会社 執行役員 開発本部
よし なが とも よし 良 永 和 義	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 特任教授